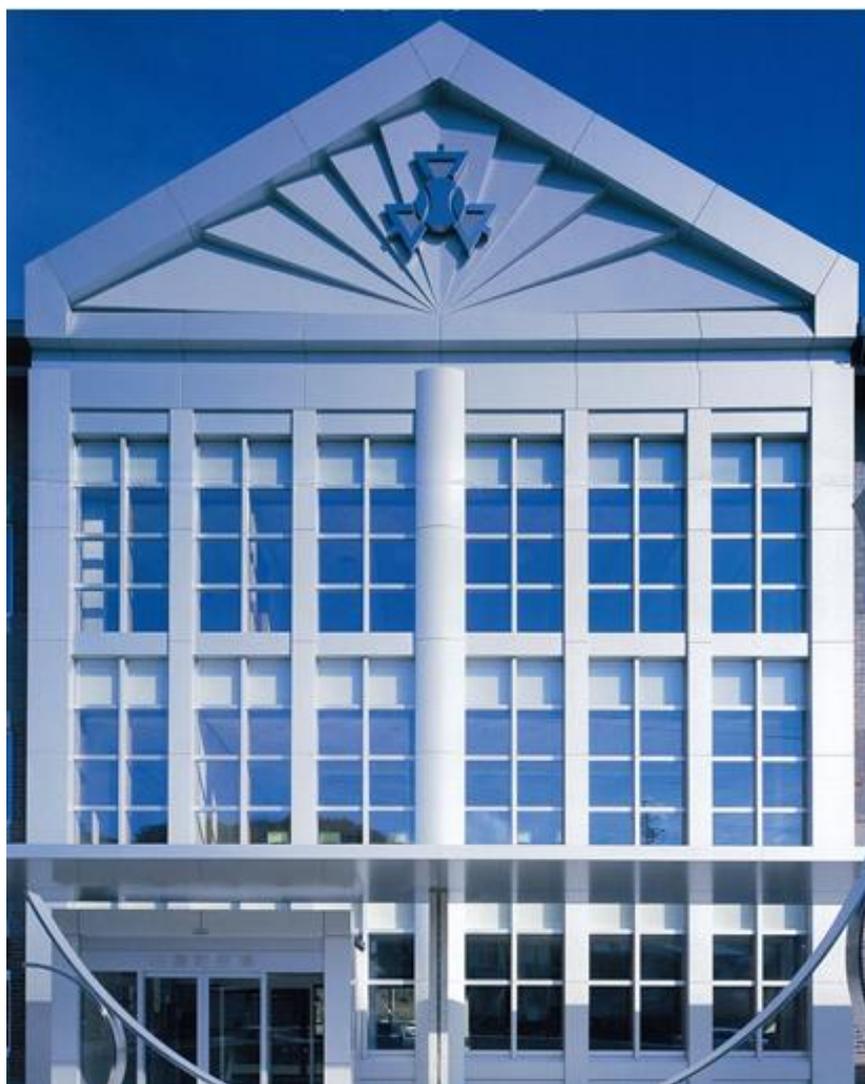


小海町公共施設等総合管理計画



平成27年

小 海 町

小海町公共施設等総合管理計画：目次

第1	公共施設等総合管理計画について	
1	背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
3	施設の対象範囲	2
第2	小海町について	
1	概況	3
2	沿革	3
第3	本町を取り巻く社会的状況	
1	人口の動向及び将来の見通し	4
	(1) 人口・世帯数の推移	4
	(2) 年齢階層別人口	5
	(3) 将来人口	7
2	財政状況	9
	(1) 歳入の状況	9
	(2) 歳出の状況	10
	(3) 歳出決算額の性質別内訳	11
	(4) 投資的経費と地方債残高	12
3	人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	12
第4	公共施設の現況及び将来の見通し	
1	公共建築物（ハコモノ施設）の状況	13
	(1) 公共建築物の保有状況	13
	(2) 築年別整備状況	14
	(3) 耐震化実施状況	15
2	インフラ施設の状況	16
3	将来の更新費用の推計	19
	(1) 試算の方法	19
	(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	20
	(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計	21
	(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計	22
	(5) 人口減少による将来負担コスト増	25
第5	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	
1	計画期間	26
2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	27
3	現状や課題に関する基本認識	28
4	公共施設管理の数値目標	28
	(1) 公共建築物保有量の縮減目標	28
	(2) インフラ施設	29
5	公共施設の管理に関する基本的な考え方	30
	(1) 点検・診断等の実施方針	30
	(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	30
	(3) 安全確保の実施方針	30
	(4) 耐震化の実施方針	31
	(5) 長寿命化の実施方針	31
	(6) 統合や廃止の推進方針	32
	(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	32
6	フォローアップの実施方針	32
第6	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1	主な施設類型ごとの方向性	34
	(1) 市民文化系施設	34
	(2) 社会教育系施設	35
	(3) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設	36
	(4) 学校教育系施設、子育て支援施設	37
	(5) 保健・福祉施設	38
	(6) 行政系施設	39
	(7) 公営住宅	40
	(8) その他	41
	(9) インフラ施設	42

第1 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

本町では、昭和 50 年代、平成元年から平成 7 年にかけて学校、公営住宅、公民館などの公共施設等を多く建設してきました。しかし、3 つあった町立の保育園も現在は 1 つに統合され、平成 24 年度から北牧小学校と小海小学校が統合され、町内の小学校は 1 つとなるなど、現状では少子高齢化に伴い人口が減少し、労働人口の減少、高齢化が進み、社会構造の変化に伴い、公共施設等に対する利用需要にも変化が生じてきています。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、改修・更新時期を迎えることから、今後多額の更新費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、人口減少による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等経費の増加などにより、財政状況が悪化することが見込まれます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

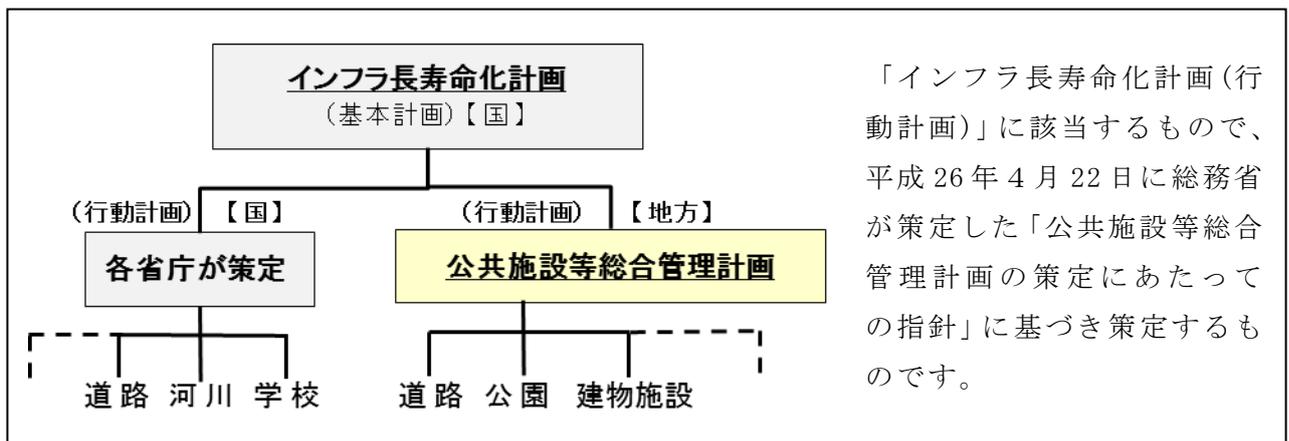
以上のような本町を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、公共施設の全庁的、総合的な管理を推進するため、小海町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の策定を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設の機能を安全で快適に利用できる状態を維持するための基本的な考え方を示したものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

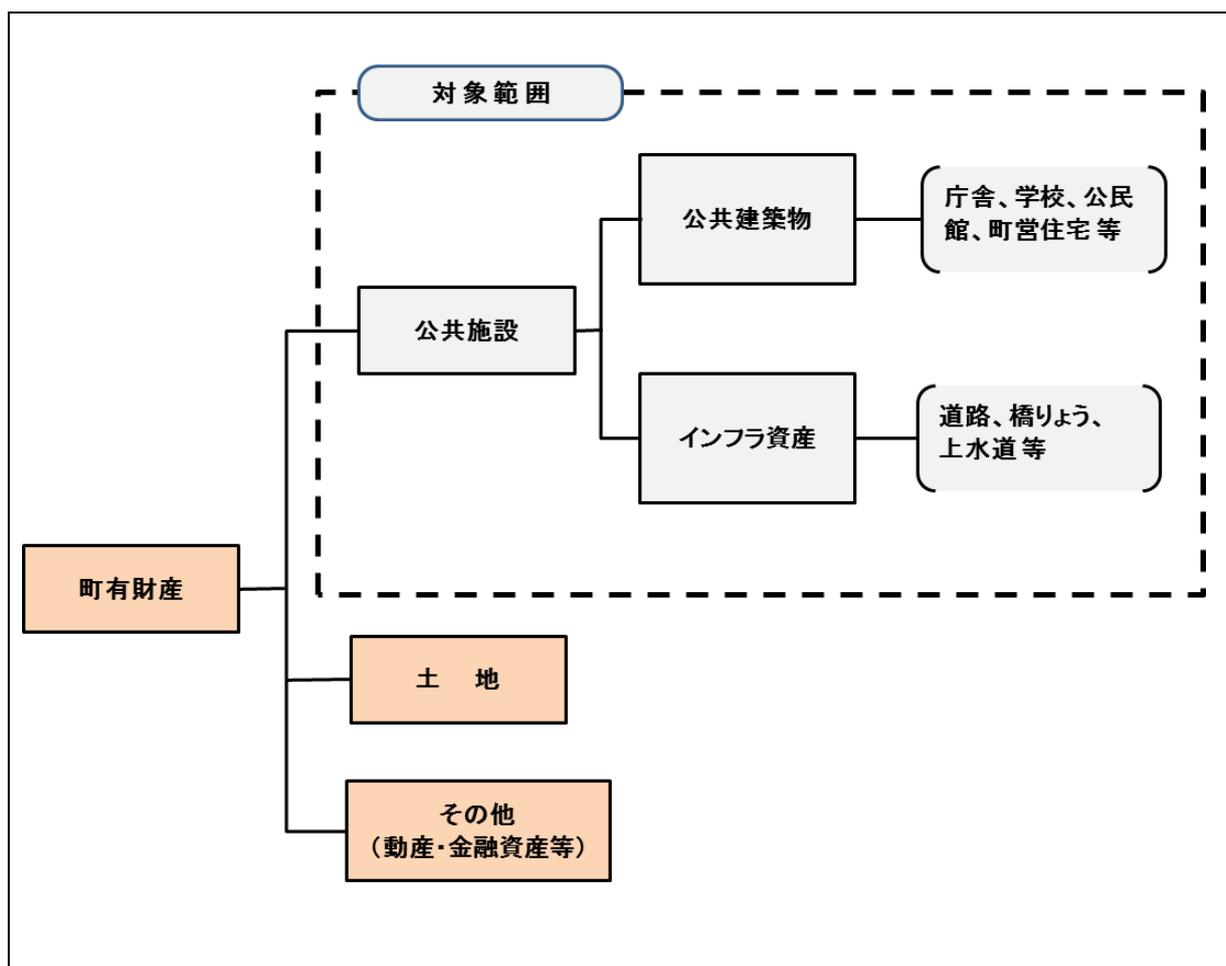
◆図表 1-1 本計画の位置づけ



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本町が所有する学校・公営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上水道等のインフラ施設を対象とし、佐久広域連合が運営管理する南部消防署は除外します。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2 小海町について

1 概況

本町は、長野県の東部、南佐久地域のほぼ中央に位置し、東は北相木村、西は八ヶ岳連峰を境に茅野市、南は南牧村・南相木村、北は佐久穂町（旧八千穂村）にそれぞれ接しています。

町の中央を南北に流れる千曲川に沿って帯状の平坦地が形成され、ここを国道141号、JR小海線が走り、町の主要な交通路となっています。

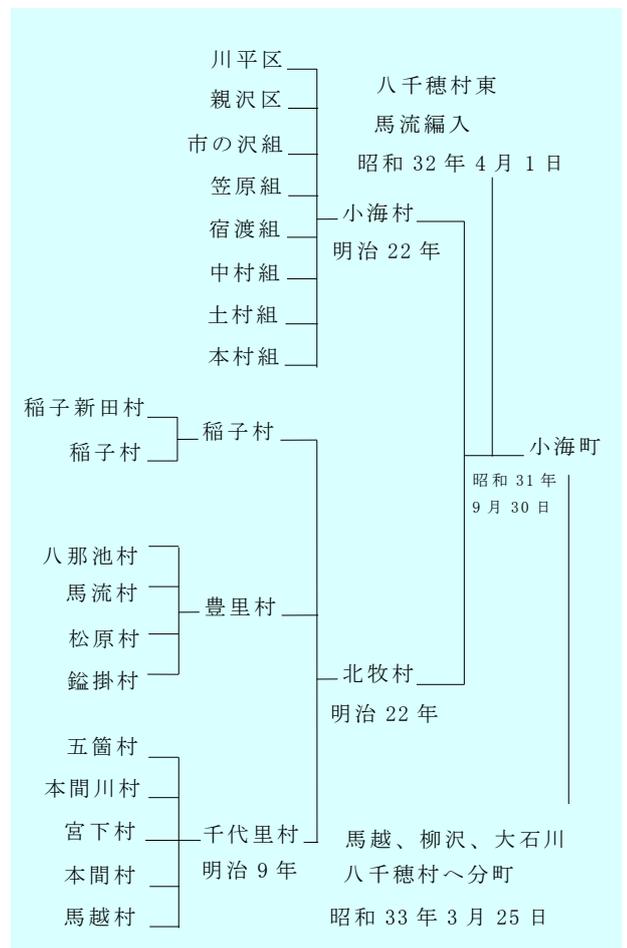
千曲川の左岸（西部地域）は八ヶ岳連峰の裾野が広大な傾斜地として広がり、右岸（東部地域）は秩父山塊の裾野の段丘帯となっています。



2 沿革

本町には、中原遺跡をはじめ町内各所から土器破片などが数多く出土しており、太古の昔より多くの人々が生活していたことが推測できます。古代においては碓氷峠越えの交通路が開け、中世には佐久甲州街道の軍事的、経済的要衝として、近世には同街道の宿場町として栄え、昭和10年小海線が小淵沢へ通じるまでは、佐久鉄道の終点ともなっており、千曲川上流部の、南牧村・北相木村・南相木村等の買物町として形成、発展しました。

明治維新後には3ヶ村を合併して北牧村、7組7名主を統一して小海村が誕生し、昭和31年9月小海村と北牧村が合併して小海町が発足し、昭和32年4月新市町村合併促進法により八千穂村東馬流を編入、昭和33年3月馬越・柳沢・大石川部落は、住民投票により八千穂村に分町され今日に至っています。この分町により、白駒池付近では佐久穂町（旧八千穂村）との帰属境界線が現在も確定していません。



第3 本町を取り巻く社会的状況

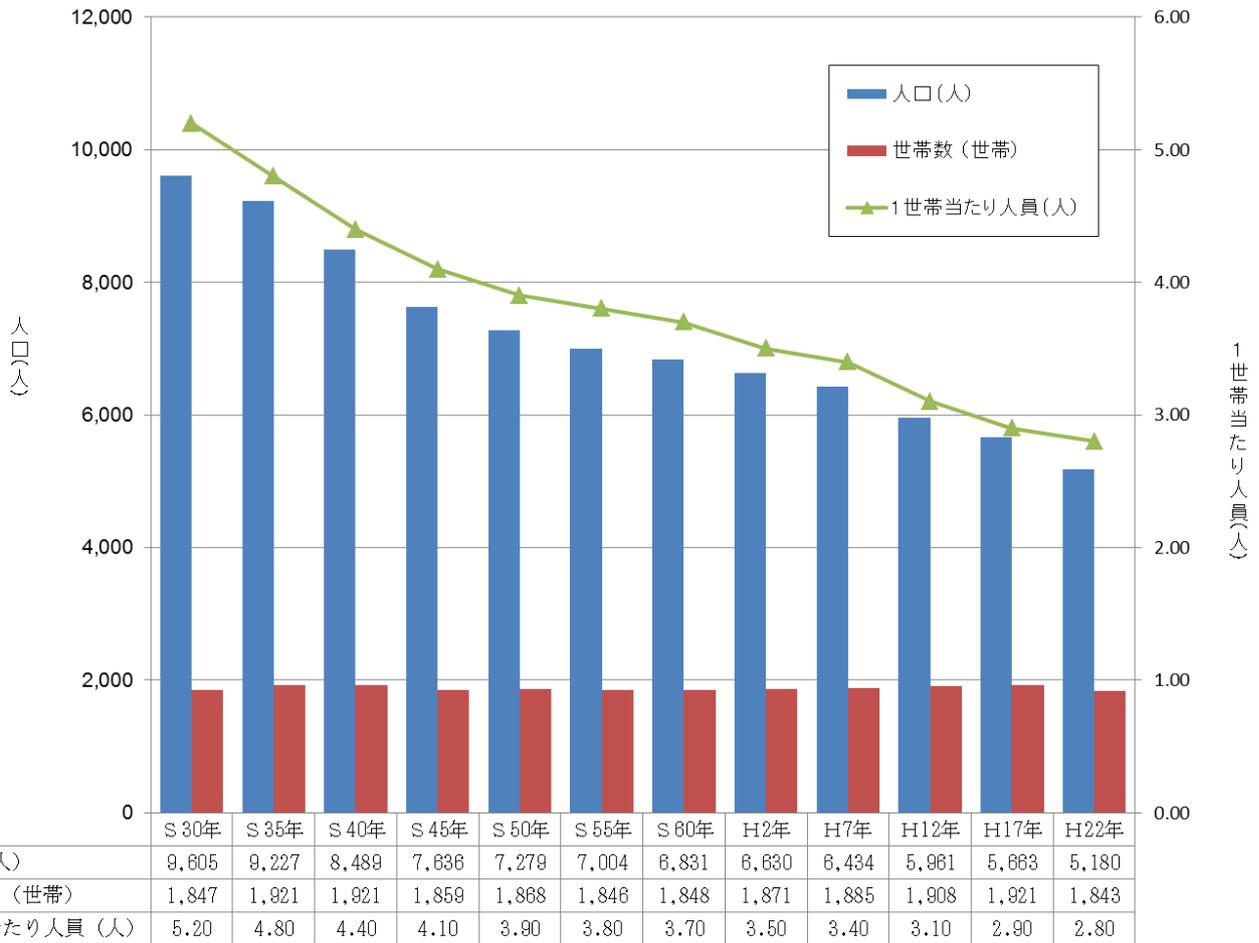
1 人口の動向及び将来の見通し

(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の人口・世帯数の推移をみると、小海町が発足した時期の昭和30年の人口は、9,605人であったが以降年々減少し続け、平成22年には5,180人と55年間で4,425人、率で53.9%減少しています。世帯数は、昭和30年の1,847世帯に対し、平成22年は1,843世帯で人口が半減しているのに対し、世帯数はほぼ横ばいで推移しています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和30年の5.20人から年々減少し、平成17年以降は3人を下回り、平成22年には2.80人となっており、単身世帯や二人暮らしの世帯の割合が高まっています。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



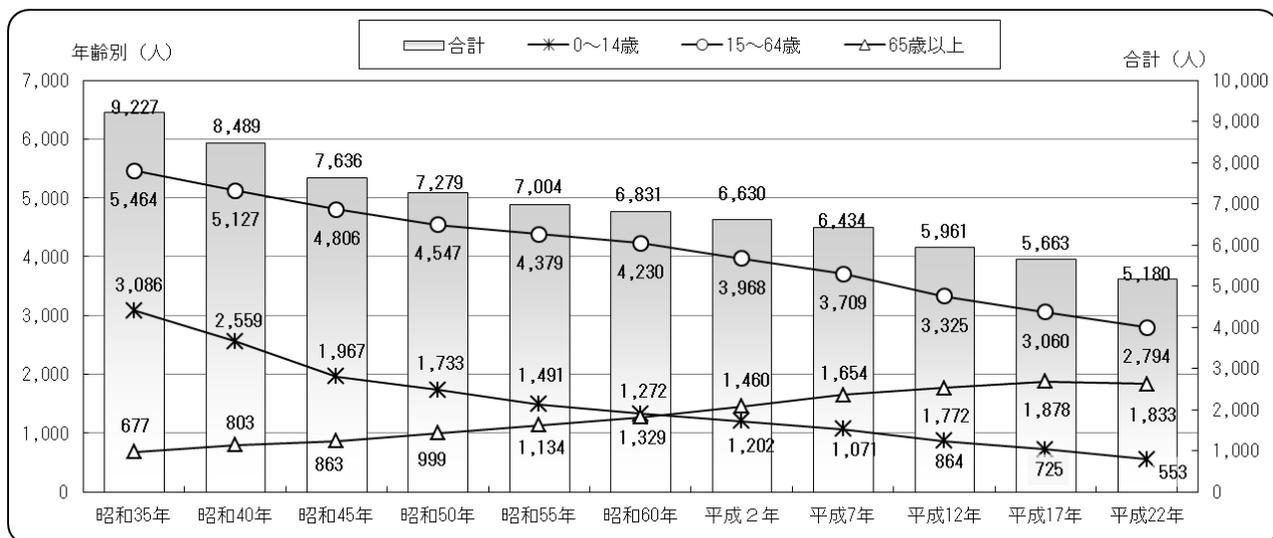
(2) 年齢階層別人口

平成2年から平成22年にかけての年齢別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向であり、20年間で年少人口は649人(54.0%)、生産年齢人口は1,174人(29.6%)減少しているのに対し、老年人口は373人(25.5%)増加していますが、平成17年から平成22年にかけては、減少しています。

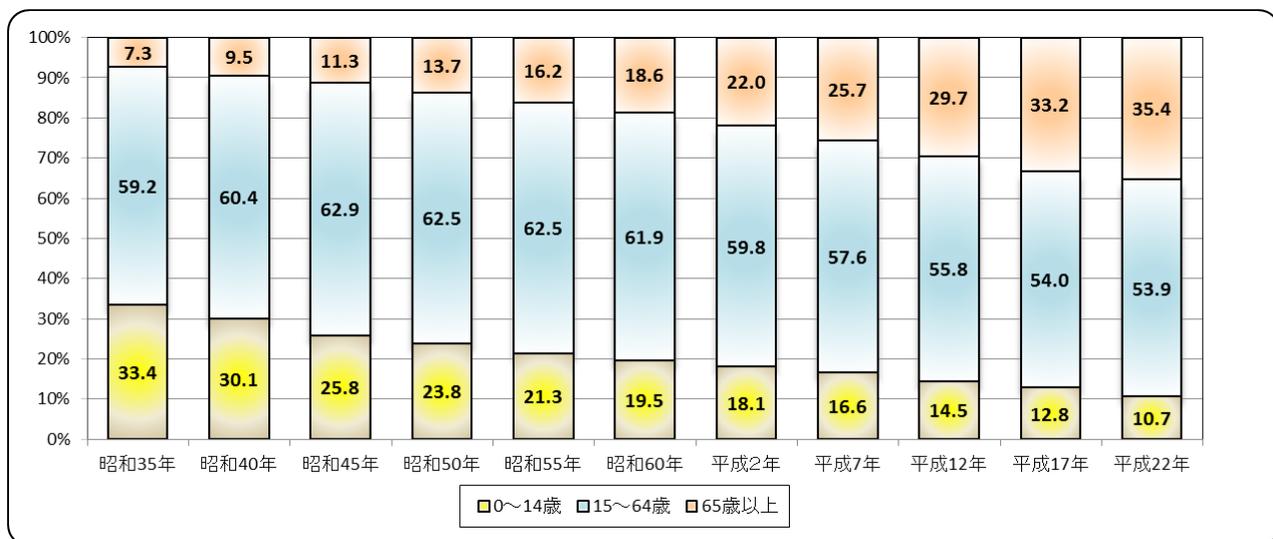
平成22年の年齢別人口の構成比は、年少人口が10.7%、生産年齢人口が53.9%、老年人口が35.4%となっており、老年人口比は県平均(26.5%)や郡部平均(29.7%)と比べても高い割合となっています。

年齢構成指数では、平成2年から平成22年までの20年間で年少人口指数は10.5%の減少、老年人口指数は28.7%の増加となっています。老年化指数については平成2年の121.5%に対し、平成22年には209.4%増加の330.9%と高い値を示しています。

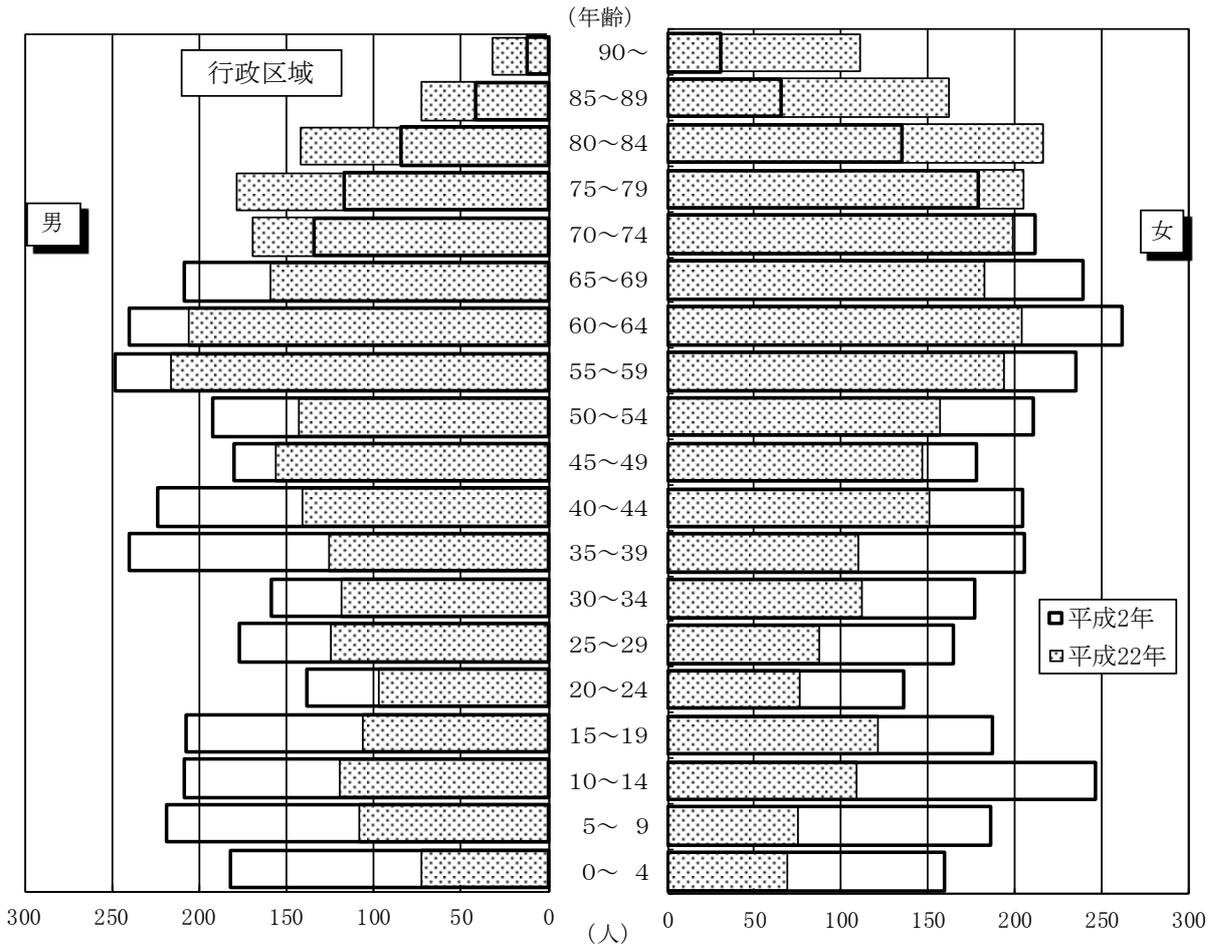
◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



◆図表 3-4 年齢・性別人口



◆図表 3-5 年齢構成指数の推移 (単位:%)

	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
	指数	指数	指数	指数
平成2年	30.3	36.8	67.1	121.5
平成7年	28.9	44.6	73.5	154.4
平成12年	26.0	53.3	79.3	205.1
平成17年	23.7	61.4	85.1	259.0
平成22年	19.8	65.5	85.3	330.9

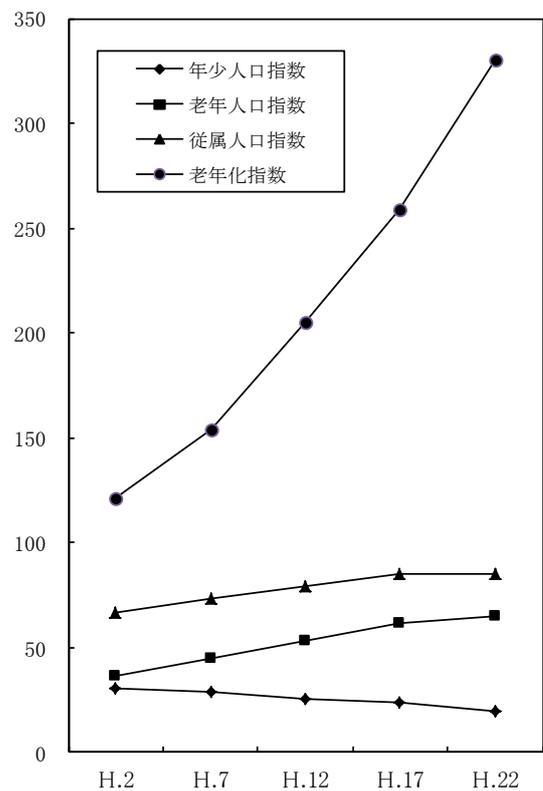
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移 (%)



(3) 将来人口

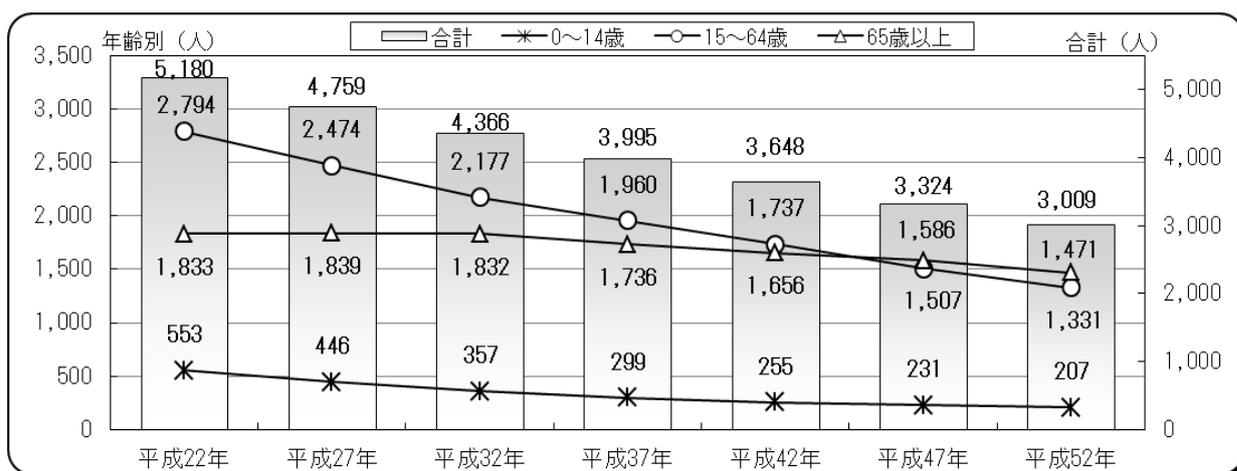
国立社会保障・人口問題研究所の推計（H25.3 推計）による、本町の26年後の平成52年の総人口は、3,009人で平成22年に対し2,171人（41.9%）減少することが予想されています。

年齢層別にみると、平成22年に対し各年齢層で減少する結果となっており、年少人口（0～14歳）は346人（62.6%）、生産年齢人口（15～64歳）は1,463人（52.4%）、老年人口（65歳以上）は平成17年以降減少傾向に転じており、362人（19.7%）減少することが見込まれています。

人口構成比では、年少人口、生産年齢人口はますます減少し、平成52年の割合はそれぞれ10%、50%を切り、老年人口については、実数では減少していますが、年少人口、生産年齢人口の減少が続くことによる、相対的な増大が続くことにより、構成比では50%に迫っています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は、平成52年で1:0.9と予測され、1人の高齢者を0.9人で支えることになり、社会保障関係費の財政負担の増加や、公共施設の利用需要も変化してくるものと考えられます。

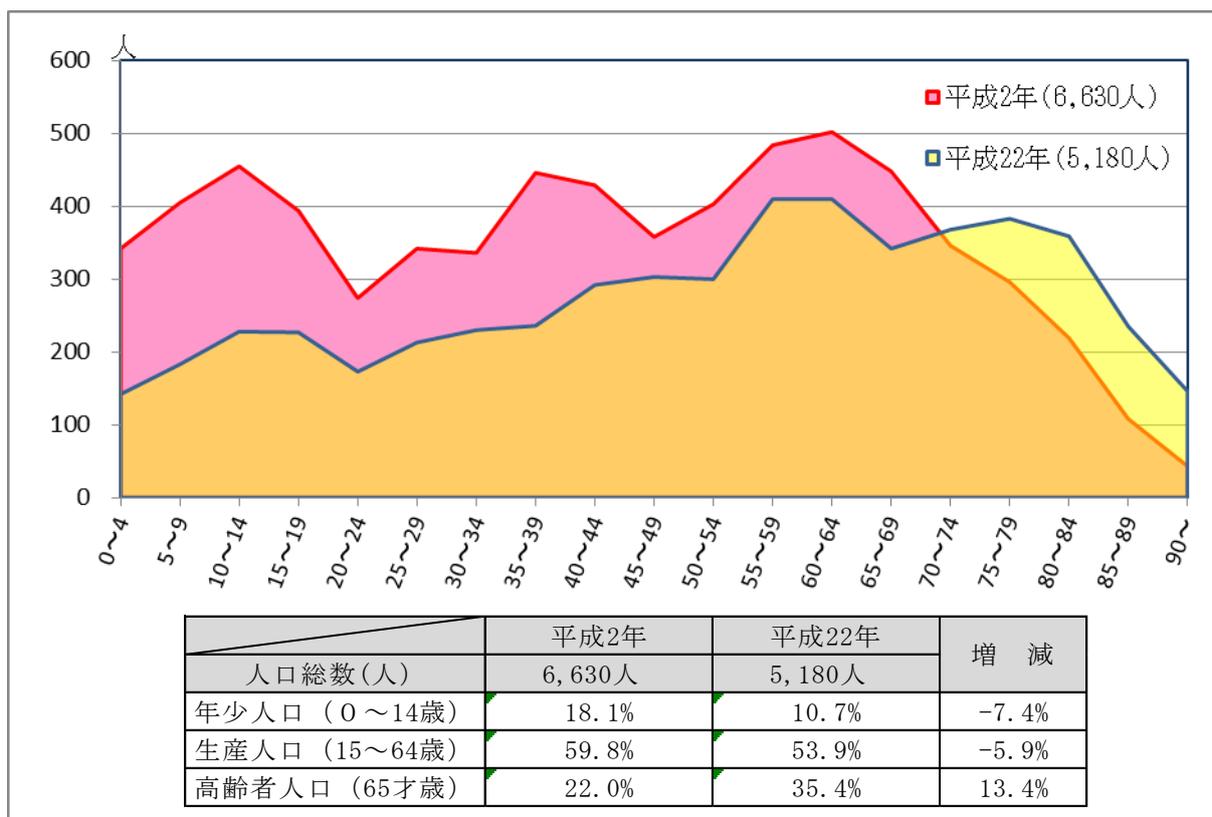
◆ 図表 3-7 年齢階層別人口の推計



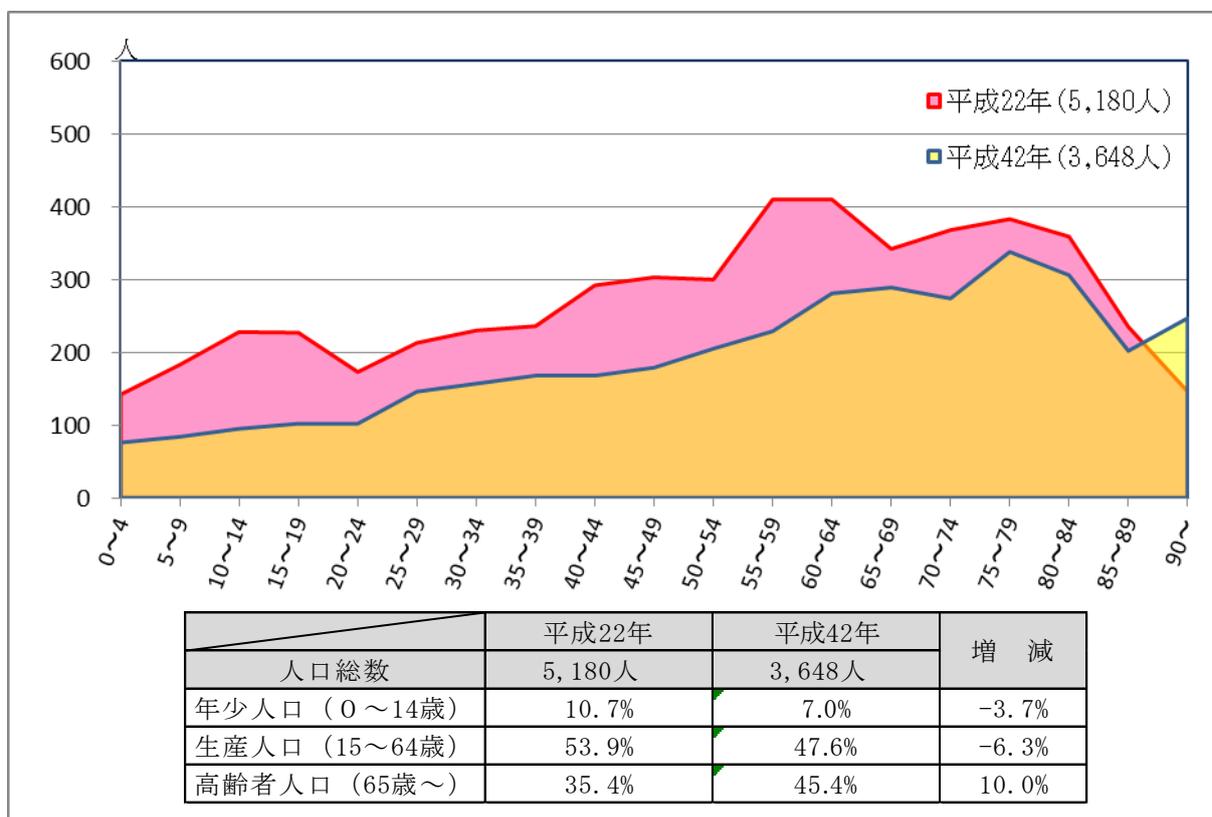
◆ 図表 3-8 年齢階層別人口の推計

年齢階層	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	H22～H42年の人口増減率	H22～H52年の人口増減率
総数(人)	5,180	4,759	4,366	3,995	3,648	3,324	3,009	-29.6%	-41.9%
年少人口(0～14歳)	553	446	357	299	255	231	207	-53.9%	-62.6%
生産年齢人口(15～64歳)	2,794	2,474	2,177	1,960	1,737	1,507	1,331	-37.8%	-52.4%
老年人口(65歳以上)	1,833	1,839	1,832	1,736	1,656	1,586	1,471	-9.7%	-19.7%
比率(高齢者:生産年齢)	1.5	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9	-33.3%	-40.0%
年齢階層:構成比	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	増減率	増減率
年少人口(0～14歳)	10.7%	9.4%	8.2%	7.5%	7.0%	6.9%	6.9%	-34.5%	-35.6%
生産年齢人口(15～64歳)	53.9%	52.0%	49.9%	49.1%	47.6%	45.3%	44.2%	-11.7%	-18.0%
老年人口(65歳以上)	35.4%	38.6%	42.0%	43.5%	45.4%	47.7%	48.9%	28.3%	38.2%

◆図表 3-9 年齢階層別人口の動向



◆図表 3-10 年齢階層別人口の予測

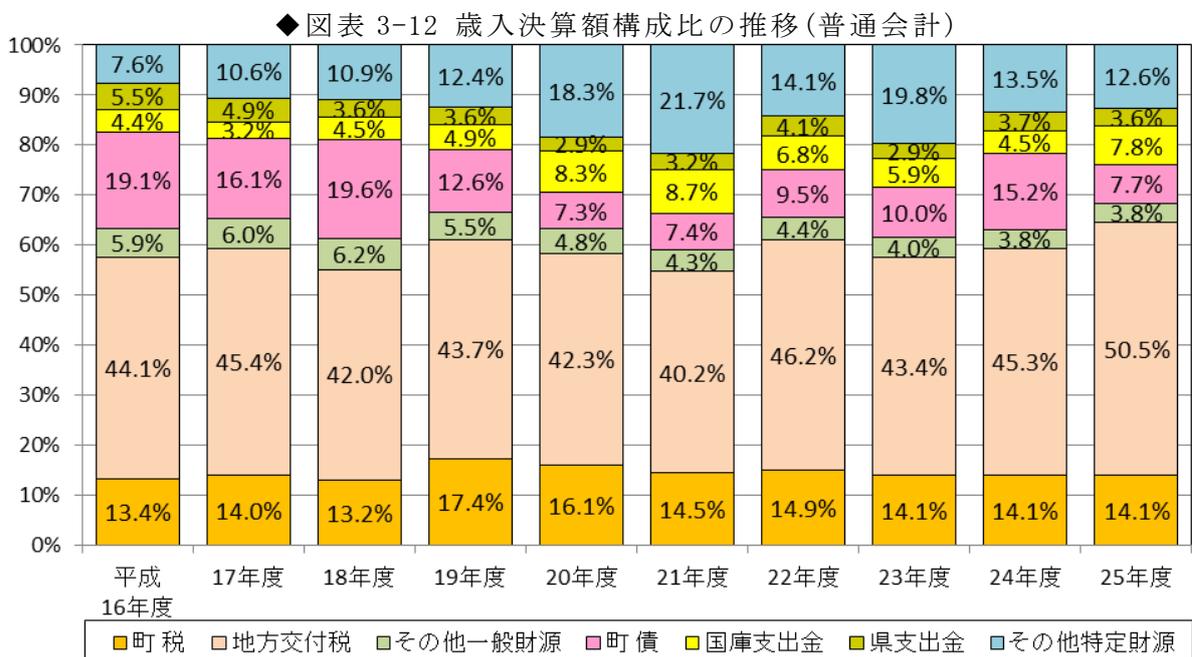
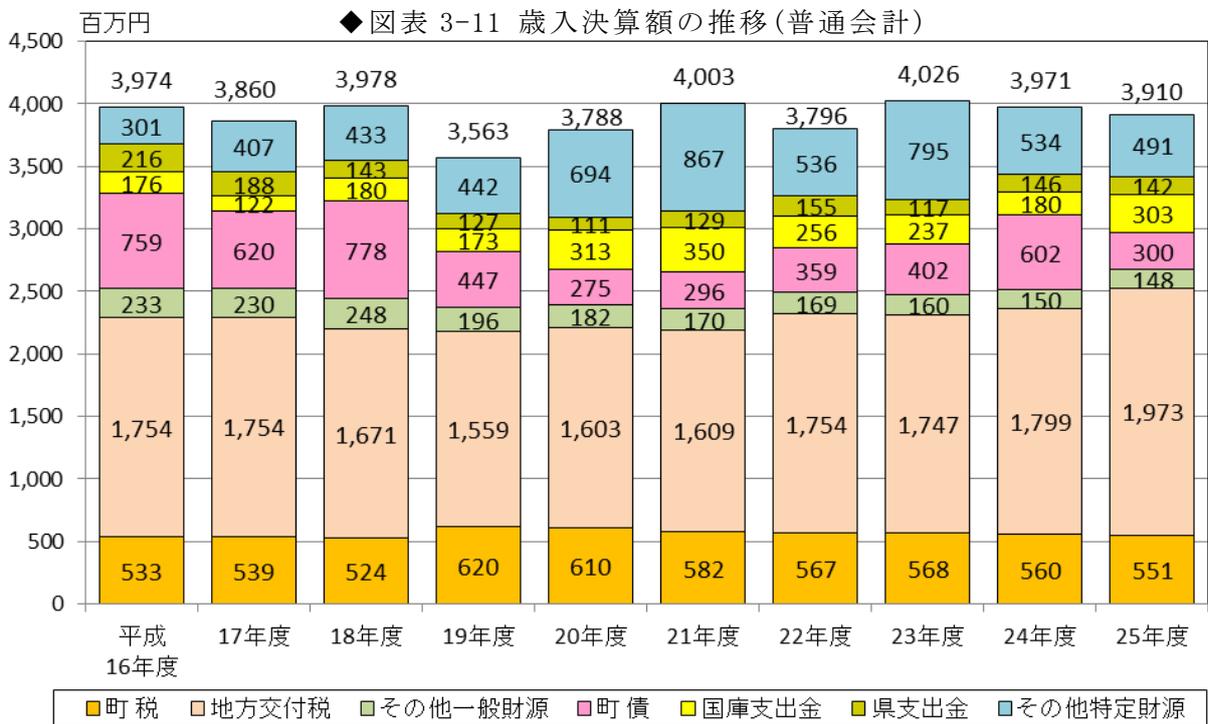


2 財政状況

(1) 歳入の状況

平成25年度における歳入総額は39.1億円となっており、概ね40億円前後で推移していますが、前年度と比べて1.5%の減少となっています。

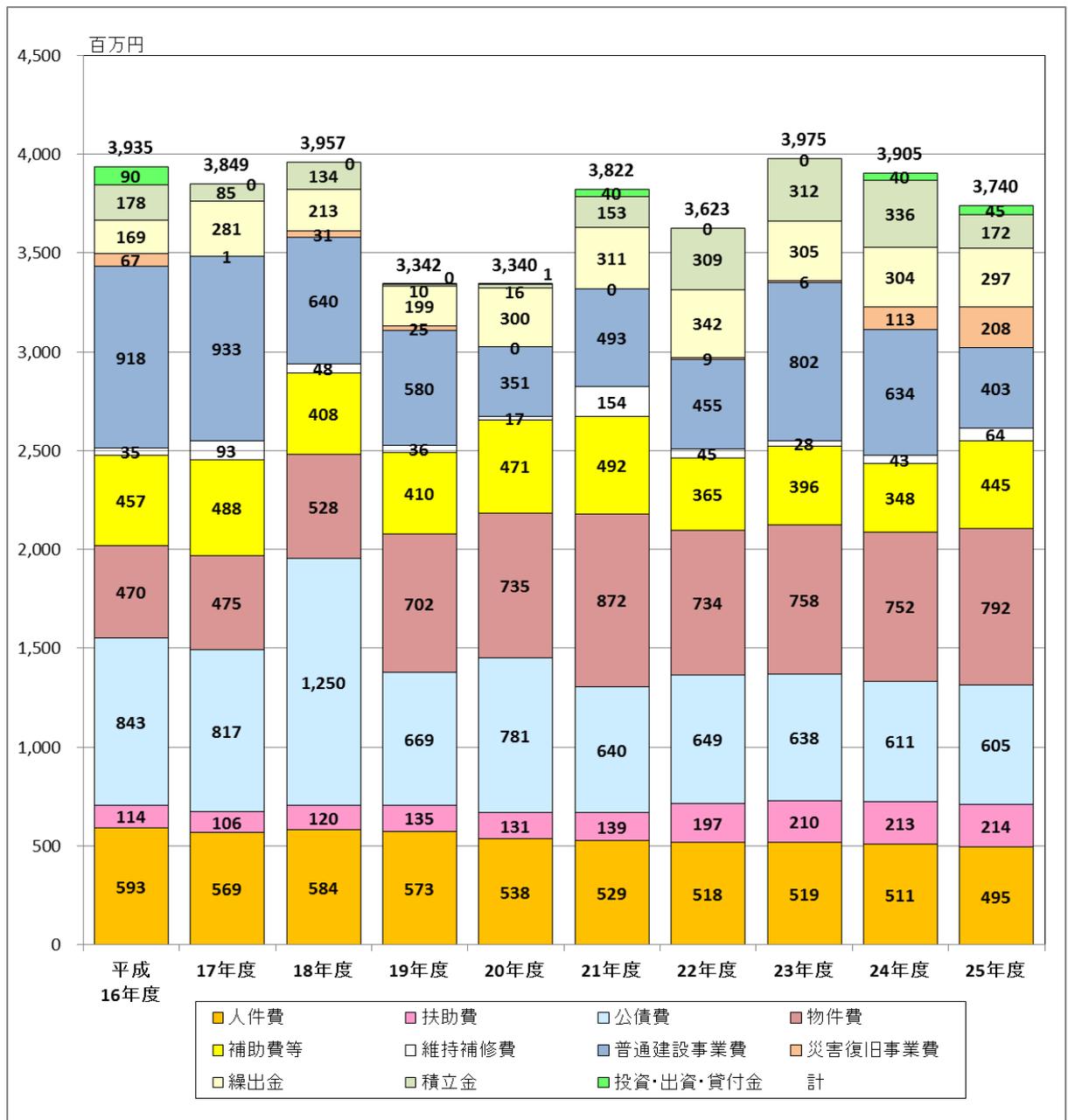
歳入の内訳をみると、町税収入は平成19年度より減少傾向にあり、平成25年度の町税収入は5.5億円で、歳入に占める町税の割合は14.1%となっています。今後、超高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、町民税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、平成19年度より増加傾向にあり、平成25年度で歳入全体の50.5%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。



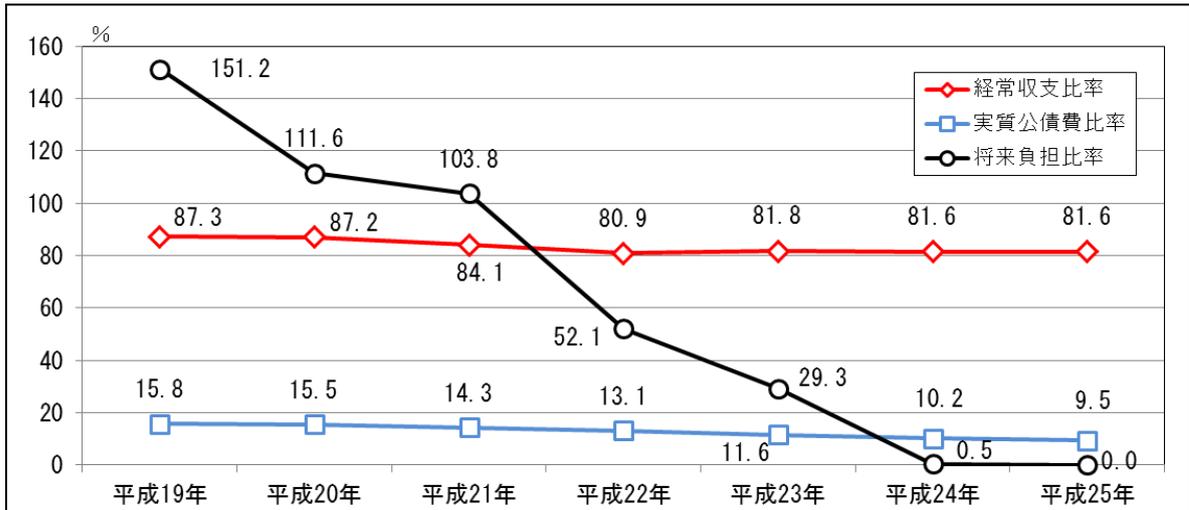
(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費について、人件費、公債費は減少傾向にあるものの、社会保障関係の扶助費は増加傾向にあり、平成16年度に約1.1億円であったものが、平成25年度には2倍の約2.1億円となっており、高齢化の進展により、今後も医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年による変動はみられるものの平成16年度に約9.8億円であったものが、平成25年度は約6.1億円で約4割減少しており、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の捻出は難しい状況にあります。

◆図表 3-13 歳出決算額の推移(普通会計)



◆ 図表 3-14 財政指標

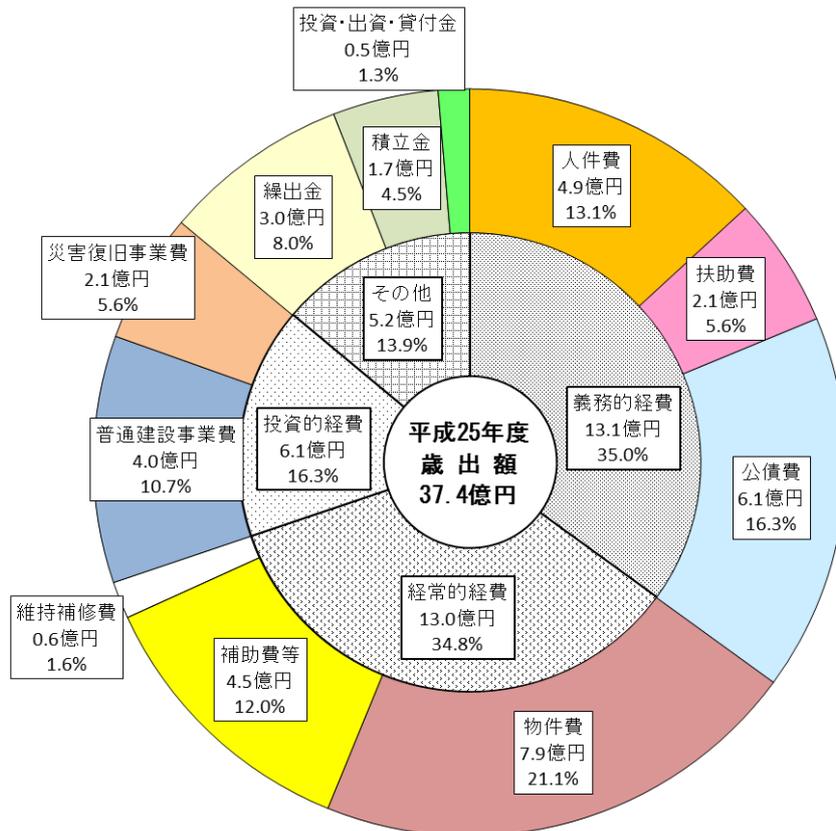


(3) 歳出決算額の性質別内訳

平成25年度の歳出総額37.4億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は13.1億円、義務的経費に物件費などの経常的経費を加えた額では26.1億円となっています。また、普通建設事業費等の投資的経費6.1億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、物件費が一番大きく21.1%、普通建設事業費等の投資的経費が16.3%、公債費16.3%、人件費13.1%、補助費等12.0%の準となっています。

◆ 図表 3-15 平成25年度歳出決算額の性質別内訳

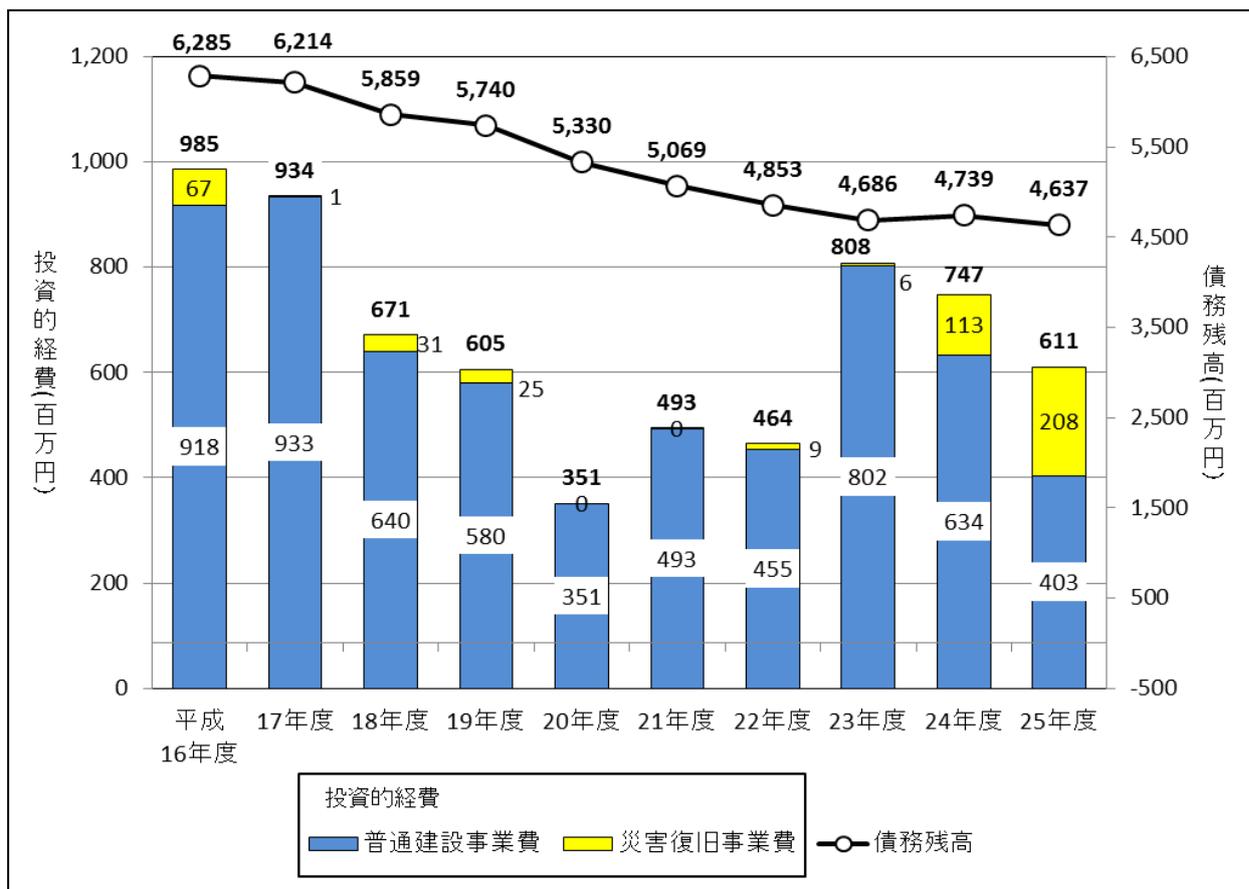


(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、平成16年度から平成22年度にかけて減少傾向にありましたが、平成23年度に前年に対し3.4億円増加し、以降は減少傾向となっており、平成25年度の投資的経費は6.1億円で前年と比べて約1.4億円減少しています。

町の借金にあたる債務残高は、平成16年度は約63億円でしたが、平成25年度は約46億円と3分の2程度まで圧縮しています。

◆ 図表 3-16 投資的経費と地方債残高の推移



3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、生産年齢人口は年々減少している状況であり、このことは自主財源となる町税の減収につながり、財源不足という厳しい状況が予想されます。

また、法人町民税については、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な増収は期待できないことなどから、本町一般財源総額の大幅な増額は期待できない状況にあります。一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、公債費については減少傾向にあるものの、今後も少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加していくものと考えられます。

以上のことから、本町の財政状況は、今後、より厳しいものとなっていくと考えられます。

第4 公共施設の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の状況

(1). 公共建築物の保有状況

本町の公共施設の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類表を基本に整理しています。

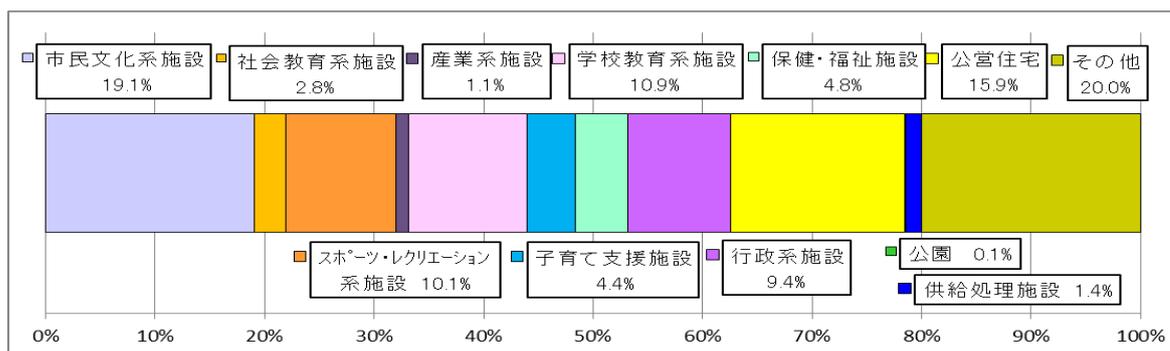
本町が保有する公共建築物の延床面積の合計は 55,780 m²であり、その内訳は、市民文化系施設が 19.1%と最も多く、次いで公営住宅が 15.9%、学校教育施設が 10.9%、スポーツ・レクリエーション系施設が 10.1%と続き、この4分類で全体の約6割を占めています。

また、町民一人当たりでは 11.3 m²（平成26年人口当たり）となっています。

◆ 図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	延床面積	主な施設
市民文化系施設	集会施設	7,630.27	公民館、町民センター等
	文化施設	3,005.48	総合センター、音楽堂等
社会教育系施設	博物館等	1,583.22	美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,061.66	運動施設、管理棟等
	レクリエーション施設・観光施設	1,010.23	コテージ、キャンプ場トイレ、管理棟等
	保養施設	1,561.40	温泉施設
産業系施設	産業系施設	590.75	林業センター等
学校教育系施設	学校	6,092.70	校舎、屋内運動場、物置等
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1,845.96	保育園
	幼児・児童施設	588.23	児童館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2,699.87	地域活動支援センター等
行政系施設	庁舎等	4,351.24	本庁舎
	消防施設	904.79	消防団詰所、倉庫
公営住宅	公営住宅	8,876.45	住宅棟
公園	公園	35.50	東屋、トイレ等
供給処理施設	供給処理施設	774.02	ストックヤード等
その他	その他	11,167.45	旧校舎、公衆便所等
合計		55,779.22	

◆ 図表 4-2 公共施設延床面積の割合

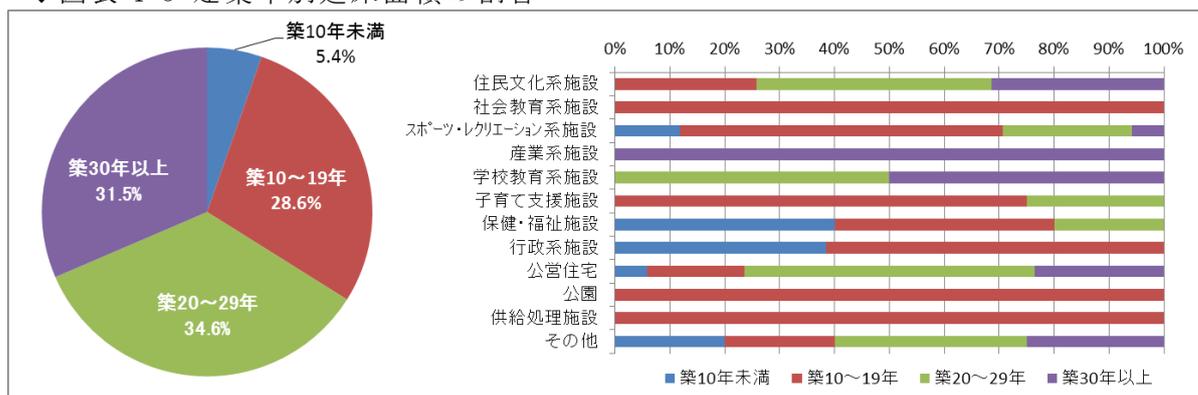


(2) 築年別整備状況

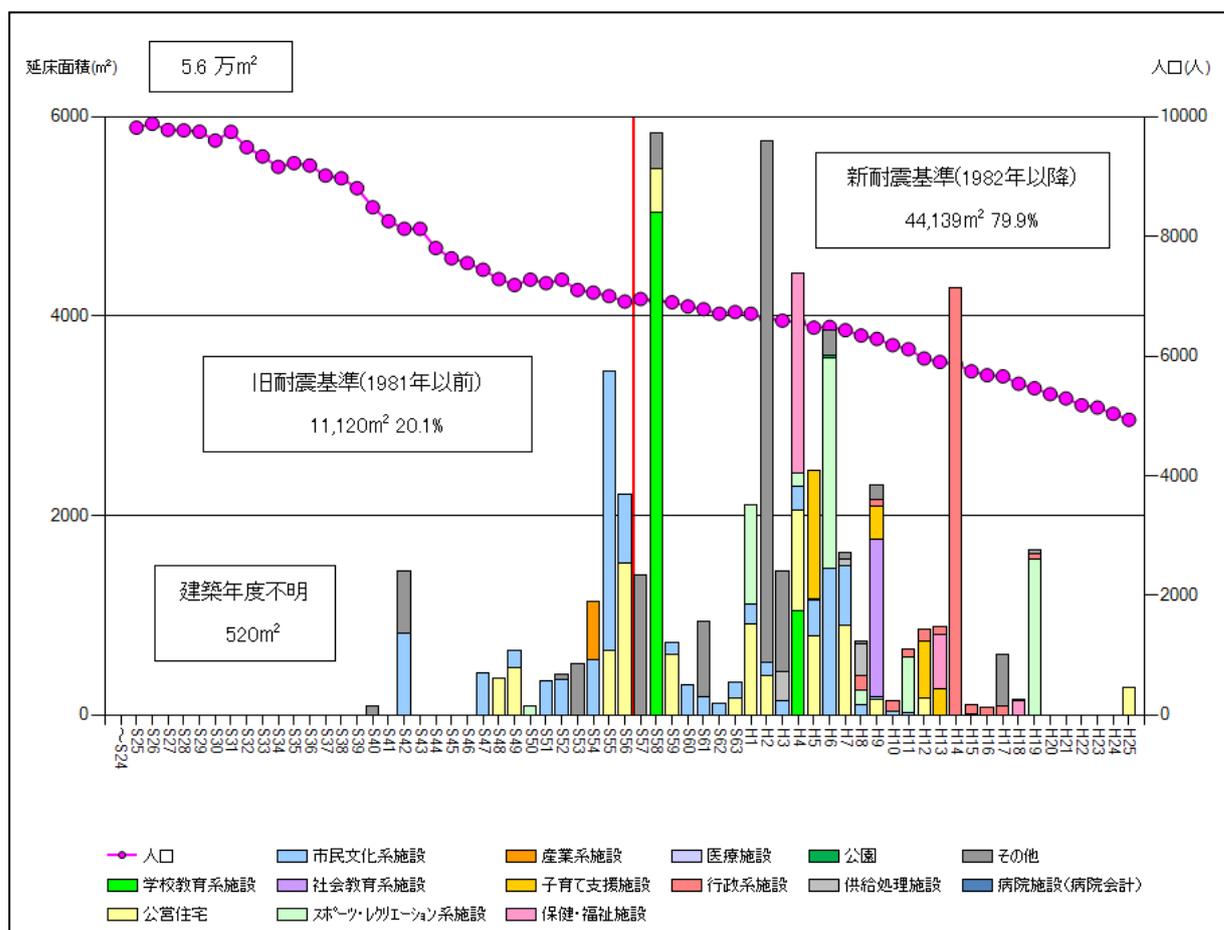
これまでの公共建築物の建替えは、建築後 40 年程度で更新されてきました。

昭和 58 年以前に建設された 30 年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の 31.5%、10 年後に 30 年以上経過となる施設割合は 66.1% となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

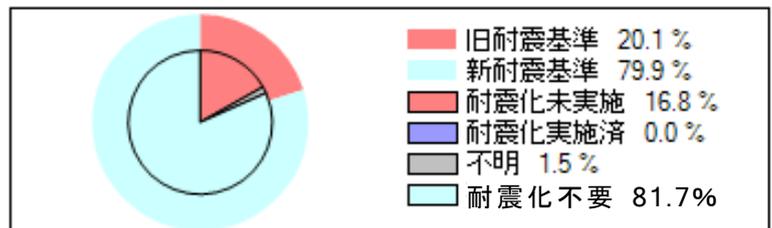
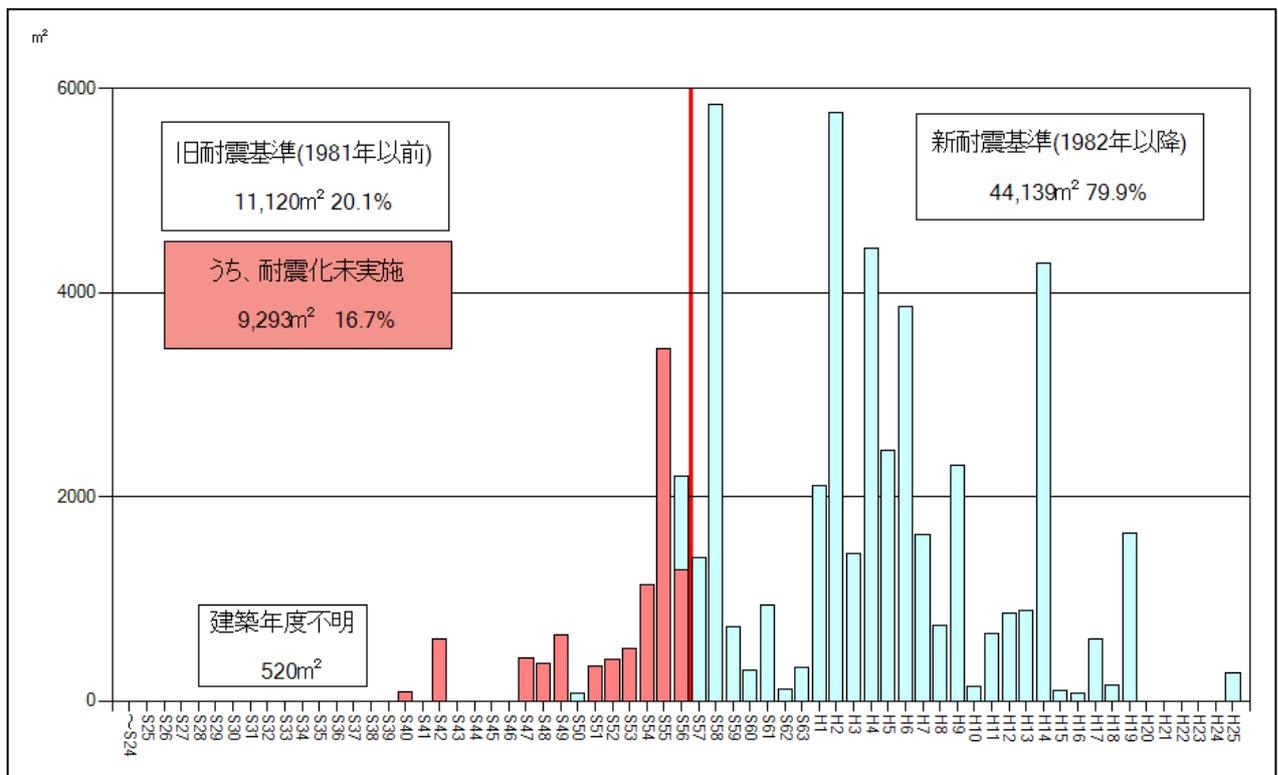


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の79.9%が新耐震基準による整備、残りの20.1%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、そのうち耐震性なし・未確認の施設は全体の18.3%となっています。施設の分類としては、主に集会施設、住宅施設等でその割合が多くなっています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となるとなる公共施設です。

本町の道路・橋りょう・上水道などのインフラ施設は、町道延長が 302km、橋りょうが 100 橋、上水道管路延長が 80km などとなっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる、財政負担が予想されます。

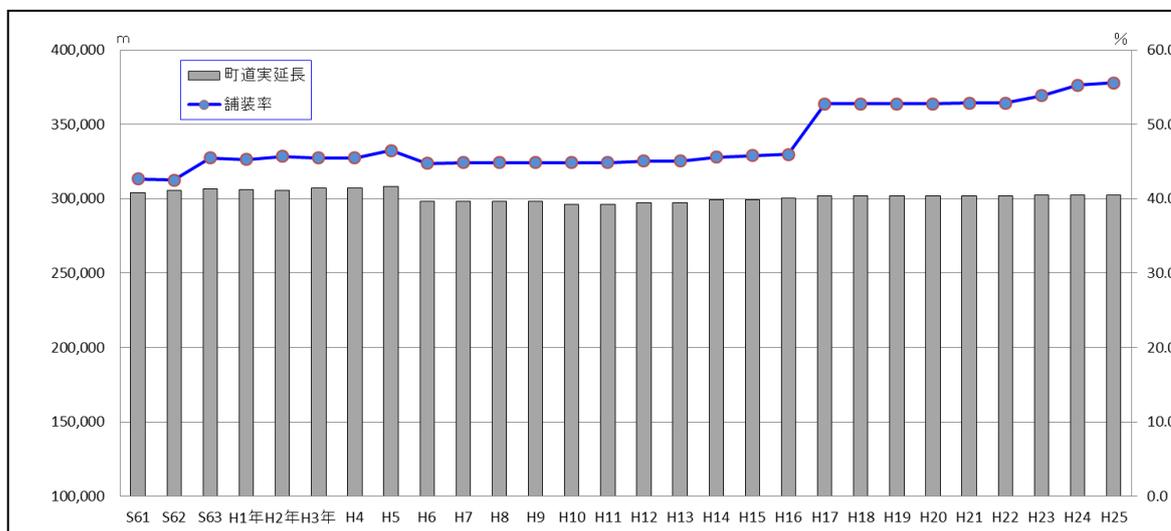
◆ 図表 4-6 インフラ施設の保有状況

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	302,680m
	1級町道延長	34,660m
	2級町道延長	33,339m
	その他町道延長	234,681m
橋りょう	橋りょう数	100 橋、118 径間
上水道※	管路総延長	80,879m
	導水管	1,860m
	送水管	15,155m
	配水管	63,864m

ア. 道路

平成 25 年の町道の実延長は、302,680mあり、舗装率は 55.6%の整備となっています。推移については、ほぼ横這いであるが、平成 6 年の 298,222mに対し 4,458 m (1.5%) 延びています。

◆ 図表 4-7 道路の年度別整備状況

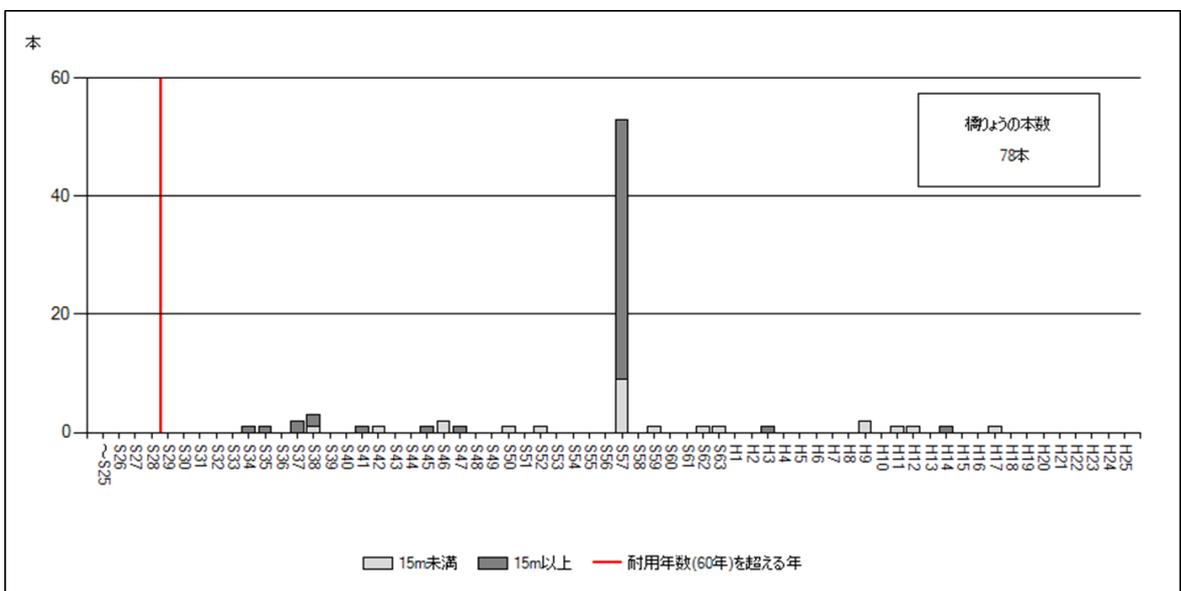


イ.橋りょう

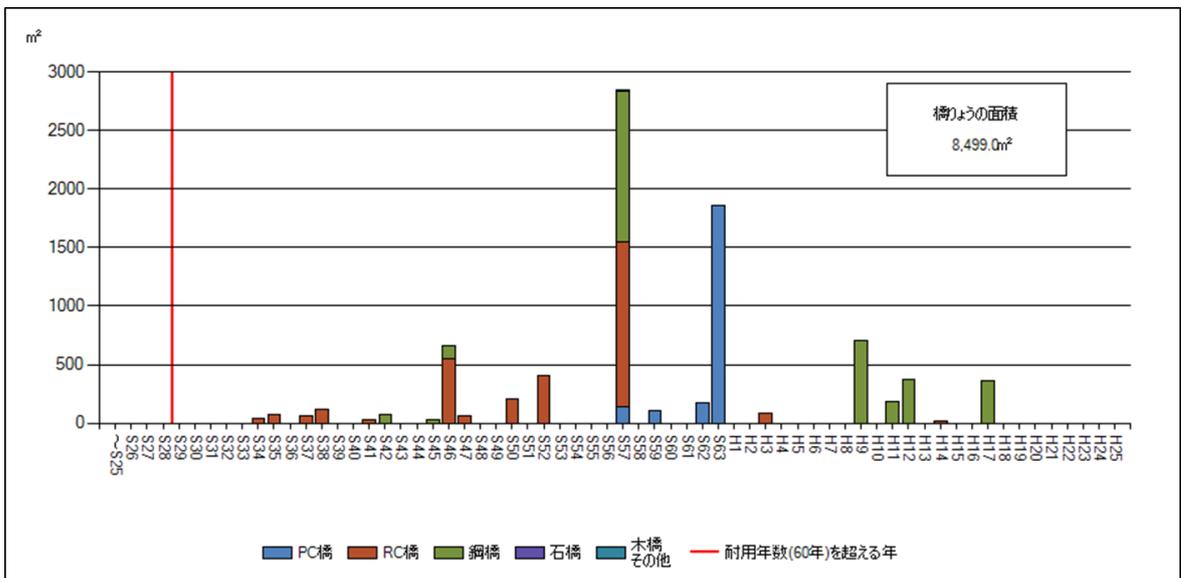
橋りょう（平成 22 年 3 月に策定された小海町橋梁長寿命化修繕計画で対象としている 78 橋に限ります。）については、町の特徴としては災害等の影響で 20～30 歳の橋りょうが 57 橋（73%）と特出しており、30 年後にはこの橋梁が 50 歳を越すことになる。その比率は 92%となり、管理する橋りょうのほとんどがこの中に入ります。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下及び将来の大幅な更新費用の増加が予測されるため、これらの費用を可能な限り縮減しつつ橋梁を計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

◆ 図表 4-8 橋りょうの年度別整備数



◆ 図表 4-9 橋りょうの構造別年度別整備面積



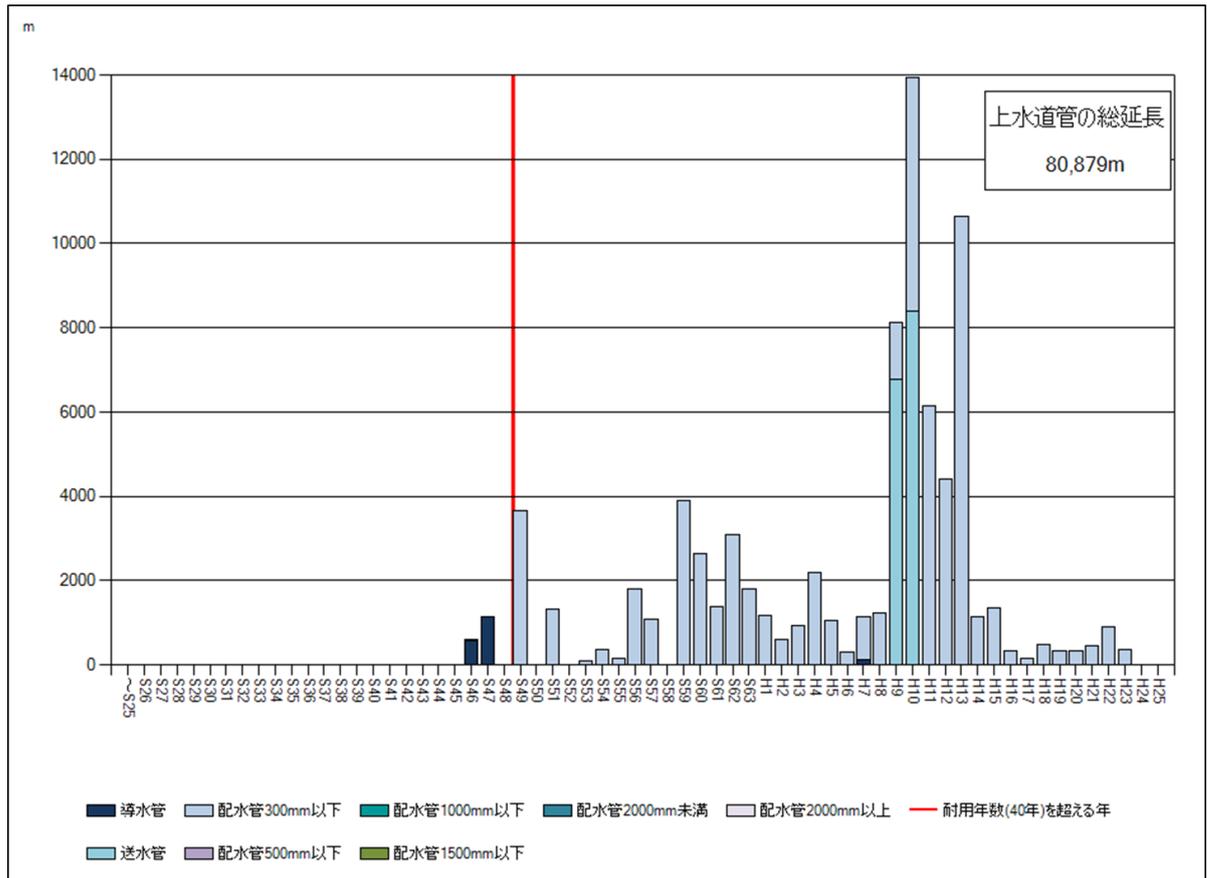
イ.上水道

現在、町が管理する水道管の総延長は約 80,879m となっています。

また、水道管の管種別では、配水管が全体の約 8 割を占めています。

水道管の老朽化の状況を見ると、現在のところ耐用年数の 40 年を経過しているものは、全体の 1 割程度ですが、今後 20 年間では 4 割近くに達する見込みです。

◆ 図表 4-10 上水道管の年度別整備状況



3 将来の更新費用の推計（総務省提供ソフト活用）

（1）試算の方法

将来の公共施設等の更新費用を推計は、総務省提供「公共施設更新費用試算ソフト」を活用し、今後40年間、同種、同規模で更新した場合の必要コストを試算しています。

試算結果は、将来想定される費用の概算（おおよその額）を示すものであることから、各種計画や統計資料等の数値とは異なる場合があります。

◎算出根拠等については財団法人 地域総合整備財団が作成した「公共施設更新費用試算ソフト仕様書」を参照して下さい。

◆推計の手法

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

◆更新の考え方、試算条件

【公共建築物】大規模改修：建設後30年（改修期間を2年）

建替え：建設後60年（建替え期間を3年）

積み残し：建設時より31年以上50年経過は、今後10年間で均等に行い、51年以上経過は、60年を経た年度に行うと仮定します。60年以上経過は、今後5年間で均等に更新すると仮定します

【道路】15年で舗装部分の更新（打換え）

・舗装の耐用年数10年、舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ15年と仮定します。

【橋りょう】60年で架け替（法定耐用年数60年）

【上水道管】40年で更新（法定耐用年数40年）

◇更新単価

公共建築物			
施設分類		大規模改修	建替え
市民文化系、社会教育系、産業系施設、行政系等施設		25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他		20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等		17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅		17万円/㎡	28万円/㎡
道路			
一般道路	4,700円/㎡	自転車歩行者道路	2,700円/㎡
橋りょう			
P C 橋	425円/㎡	鋼橋	500円/㎡
上水道			
導水管及び送水管径		配水管径	
～300mm未満	100千円/m	～150mm以下	97千円/m
300～500mm未満	97千円/m	～200mm以下	100千円/m

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

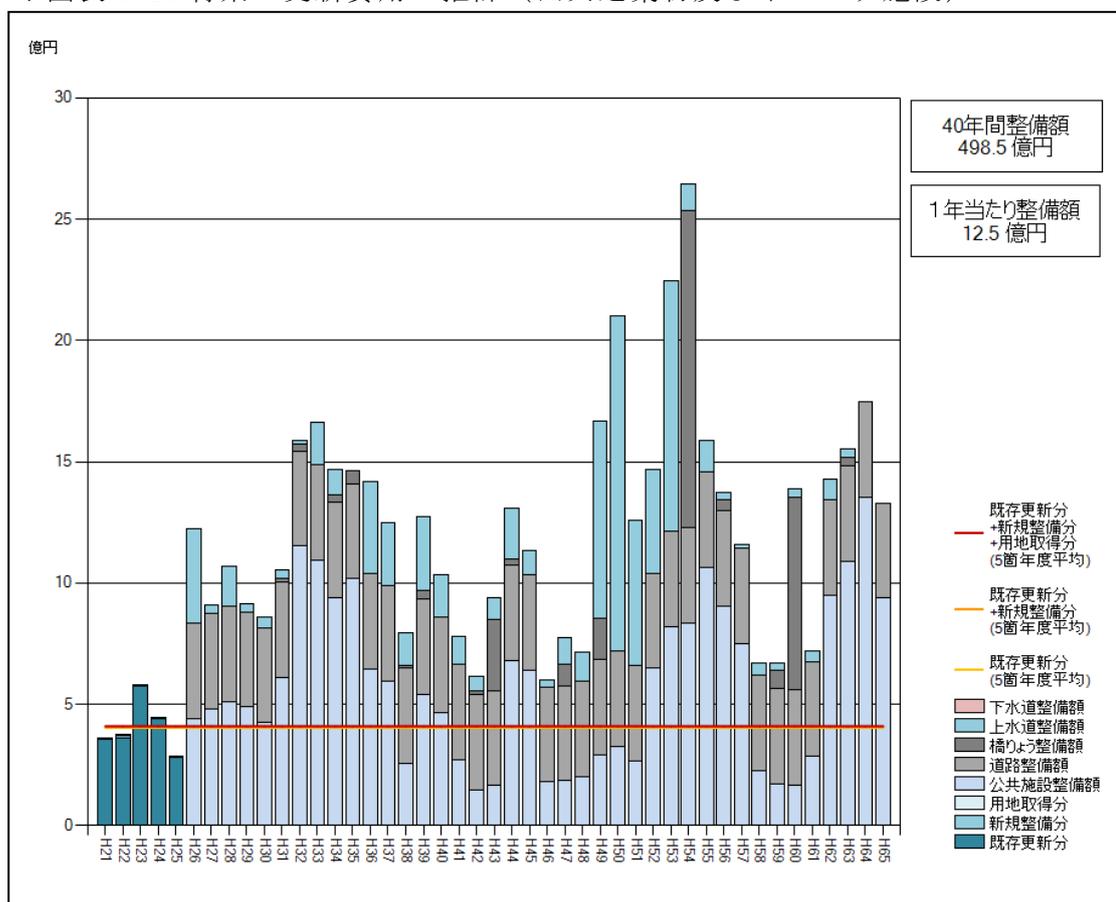
総務省提供ソフトを活用し、今後40年間、このまま公共施設等を全て保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、更新費用の合計は40年間で498.5億円、年平均で12.5億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均と比較して約3倍になります。

◆図表 4-11 更新費用の推計

種別	過去5年実績 (単年平均A)	40年累計	40年累計 (単年平均B)	倍率 B/A
公共施設	0.26億円	232.4億円	5.8億円	22.6
インフラ施設	3.85億円	266.2億円	6.7億円	1.7
道路	3.32億円	156.9億円	3.9億円	1.2
橋りょう	0.29億円	30.3億円	0.8億円	2.7
上水道	0.24億円	79.0億円	2.0億円	8.3
合計	4.11億円	498.5億円	12.5億円	3.0

注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

◆図表 4-12 将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ施設）

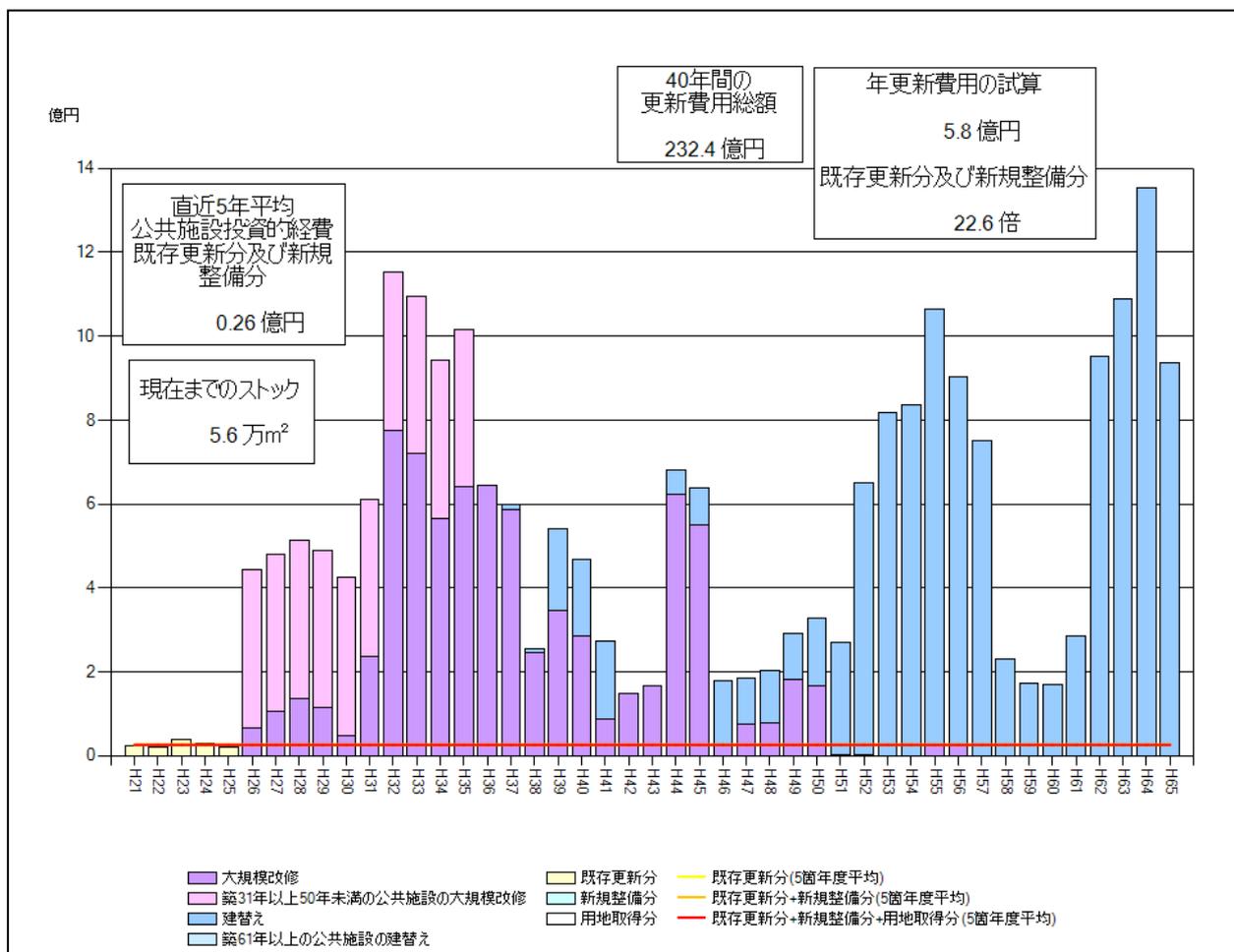


(3) 公共建築物の将来の更新費用の推計

公共施設の建物について、今後40年間に必要となる改修・更新費用を試算した結果、その総額は約232.4億円となります。

今後40年間の年平均では約5.8億円となり、過去5年間の公共施設に係る投資的経費の平均0.26億円の約22.6倍の予算が必要となることとなりますが、今後、人口の減少や少子高齢化が進み、扶助費など社会保障関連経費の増加が想定される中、全ての公共施設を将来にわたり維持していくために、この経費を確保し続けていくことは、極めて難しいと考えられます。

◆図表 4-13 公共建築物の将来の更新費用の推計

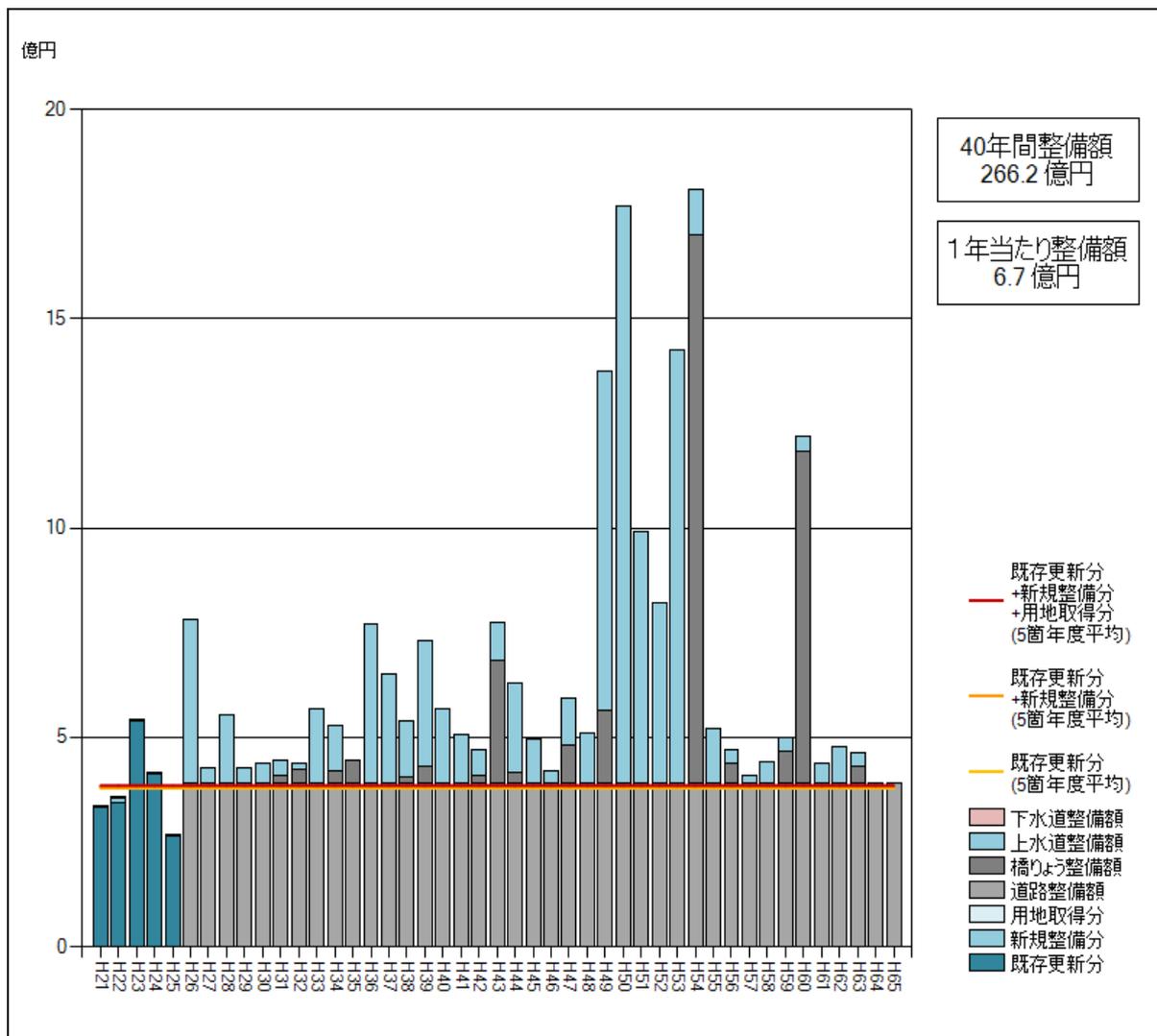


(4) インフラ施設の将来の更新費用の推計

今後 40 年間このままインフラ施設を全て保有し続けた場合に、必要なコストを公共施設と同様に一定の条件のもとで試算したところ、インフラ施設全体では 40 年間で 266.2 億円、年平均で 6.7 億円となり、これまでの投資的経費の 1.7 倍となります。

このように、これまでの手法のままでは、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

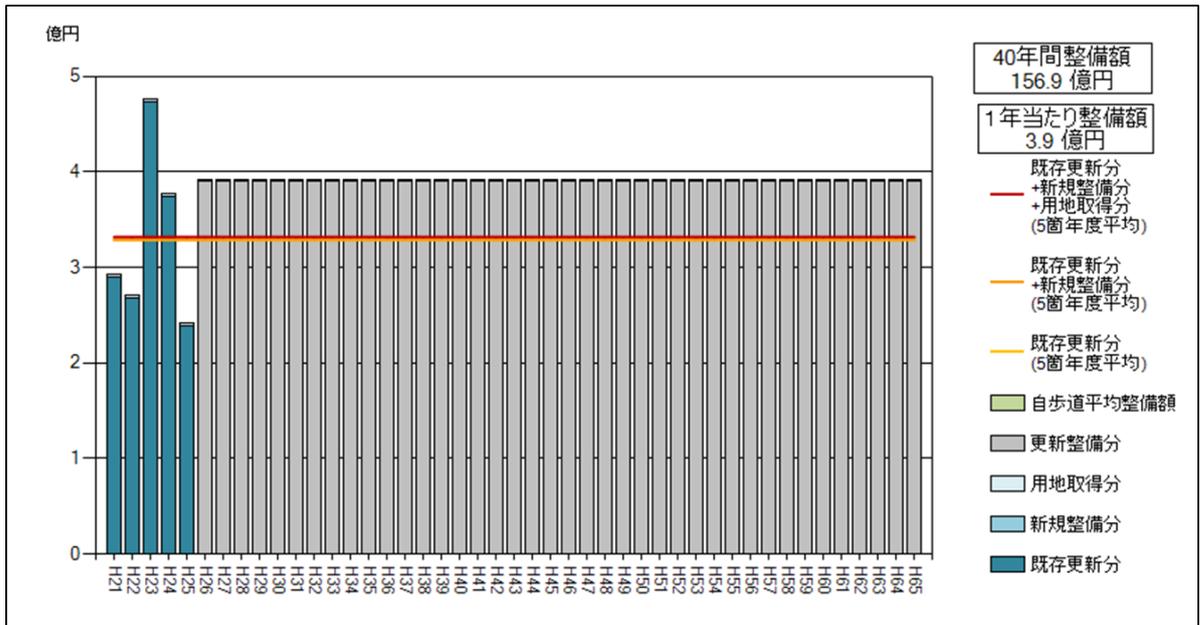
◆ 図表 4-14 インフラ施設の将来の更新費用の推計



ア.道路

町道面積を15年で割った面積約8.4万㎡を、1年間の舗装部分の打換え量として試算した結果、今後40年間に必要となる更新費用の総額は約156.9億円となり、40年間の平均では年間約3.9億円となります。

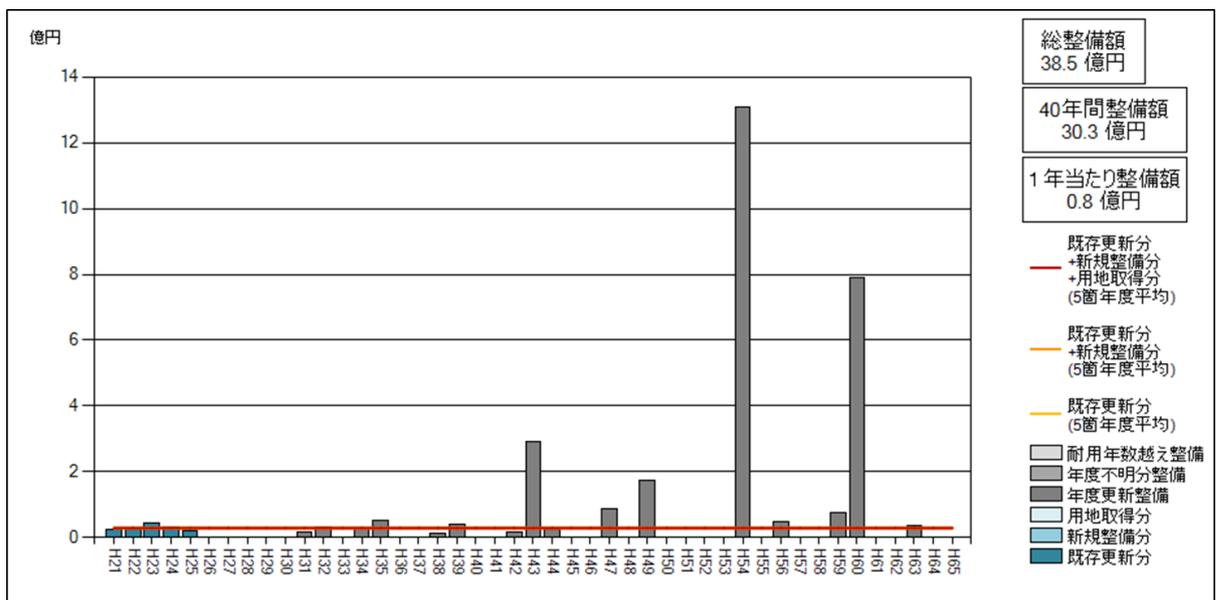
◆ 図表 4-15 総面積による町道の将来の更新費用の推計



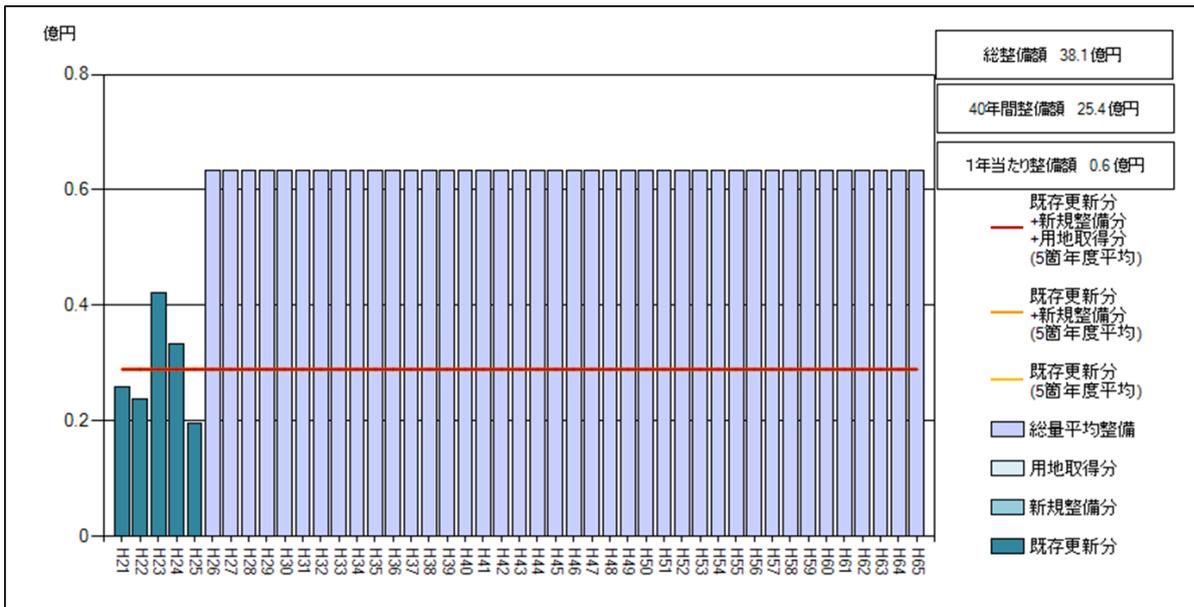
イ. 橋りょう

橋りょうの耐用年数を60年と仮定して、今後40年間に必要となる更新（架替え）費用を試算した結果、総額は約38.5億円、40年間の整備額では約30.3億円となり、40年間の平均は年間約0.8億円となります。

◆ 図表 4-16 構造別年度別橋りょうの将来の更新費用の推計



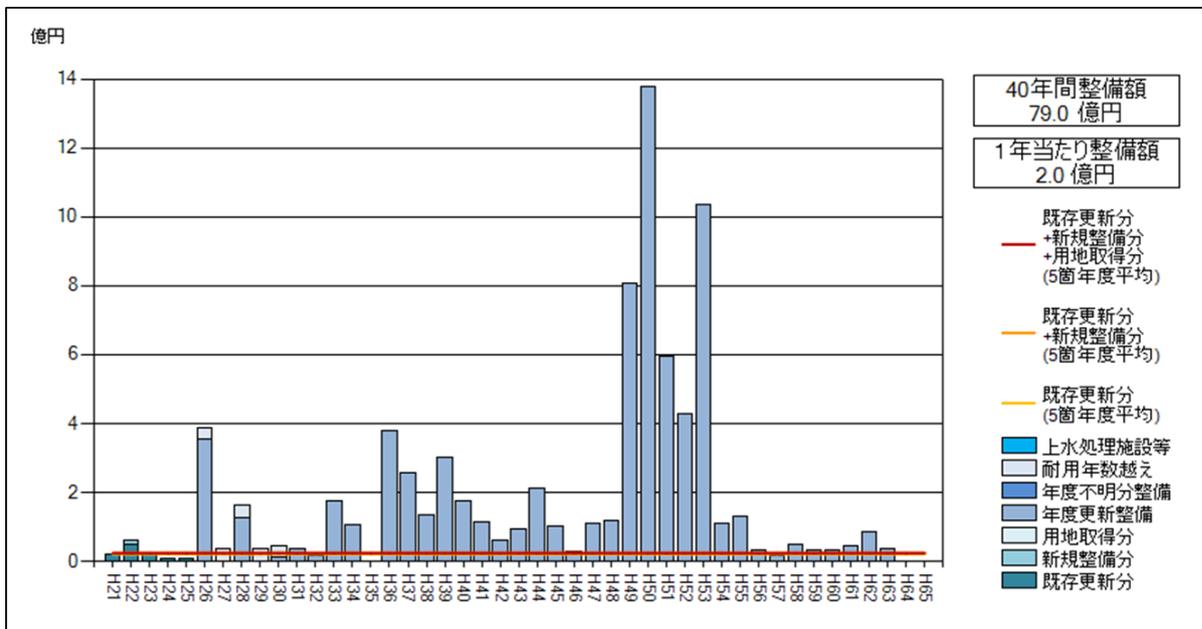
◆ 図表 4-17 総面積による橋りょうの将来の更新費用の推計（参考）



ウ. 上水道

町が管理する水道管総延長（約 80,879m）について、耐用年数を 40 年と仮定して、今後 40 年間の更新（布設替え）費用を試算した結果、総額は約 79.0 億円となり、40 年間の平均では年間約 2.0 億円となります。

◆ 図表 4-18 上水道管の将来の更新費用の推計



(5) 人口減少による将来負担コスト増

一定の条件のもとに試算を行った将来コストの概算は、今後、施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、道路、橋りょう、上水道のインフラ施設の更新に必要な費用総額は、現状の投資的経費の規模を大きく上回る結果となっています。

現状の公共建築物の保有面積は約 5.6 万㎡で、町民一人当たり約 11 ㎡を保有しており、過去 5 年間に於ける町民一人当たりの投資的経費は、年平均 5,408 円です。

現在の保有面積を今後も維持した場合、人口減少の影響も考慮すると平成 42 年には一人当たり 158,991 円となり、実質的に現行の 30 倍以上の負担となる計算になります。

また、インフラ施設においても負担が増加する傾向にあり、道路については、今後新規に道路建設を行わず、これまで整備した道路の維持更新のみを行ったとしても、一人当たりの年間負担額は 67,576 円から 106,908 円に、橋りょうでは 5,903 円から 21,930 円に、上水道では 4,885 円から 54,825 円にまで負担の増額が必要となります。

インフラ施設は、使用方法の変更は難しい施設であるため、技術的な部分で工夫し、更新費用を低減していく必要があります。本町の橋りょうについては、「小海町橋梁長寿命化修繕計画」を平成 22 年度に策定し、長寿命化への取組みを始めていますが、今後も国などが示す点検・工事の基準や技術に従い、長寿命化を図るとともに、費用にかかる支援制度を最大限利用しながら、取り組んでいく必要があります。

◆図表 4-19 人口減少を考慮した将来負担

		既往実績		推 計		倍率 B/A
人 口		平成 26 年 4,913 人		平成 42 年 3,648 人		
種 別	単年平均		単年平均			
	過去 5 年実績	1 人あたり A	今後 40 年	1 人あたり B		
投 資 的 経 費	公共建築物	0.26 億円	5,408 円	5.8 億円	158,991 円	30.0
	道 路	3.32 億円	67,576 円	3.9 億円	106,908 円	1.6
	橋 り ょ う	0.29 億円	5,903 円	0.8 億円	21,930 円	3.7
	上 水 道	0.24 億円	4,885 円	2.0 億円	54,825 円	11.2
合 計		4.1 億円	83,656 円	12.5 億円	342,654 円	4.1

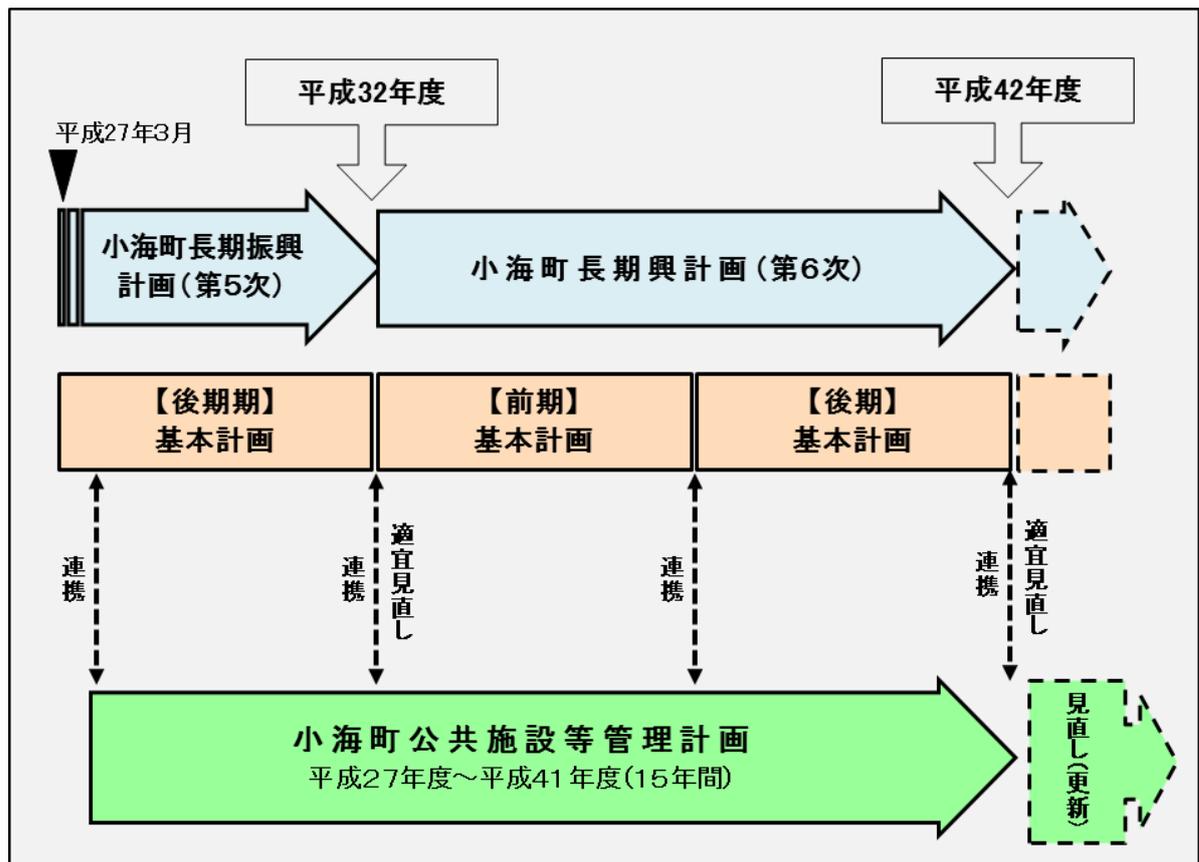
注：四捨五入の関係により、各項目の合計値と計、計算値が一致しない場合がある。

第5 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、公共施設等の耐用年数が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、大量更新時代を迎える平成26年度から平成65年度までの40年間を見通しつつ、上位計画である「小海町長期振興計画」などと連動しながら、社会経済情勢に的確に対応するため、今後15年間(平成27年度～平成41年度)を計画期間とします。平成41年度は、10年間を基本的な計画期間とする「小海町長期振興計画」の第6次計画の最終年次にあたることから、本計画においても平成41年度を計画の目安として設定しました。以後本町を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定など柔軟に対応し、内容の充実を図りつつ本計画の見直し(更新)を実施します。

◆ 図表 5-1 計画期間 (小海町長期振興計画との関係)

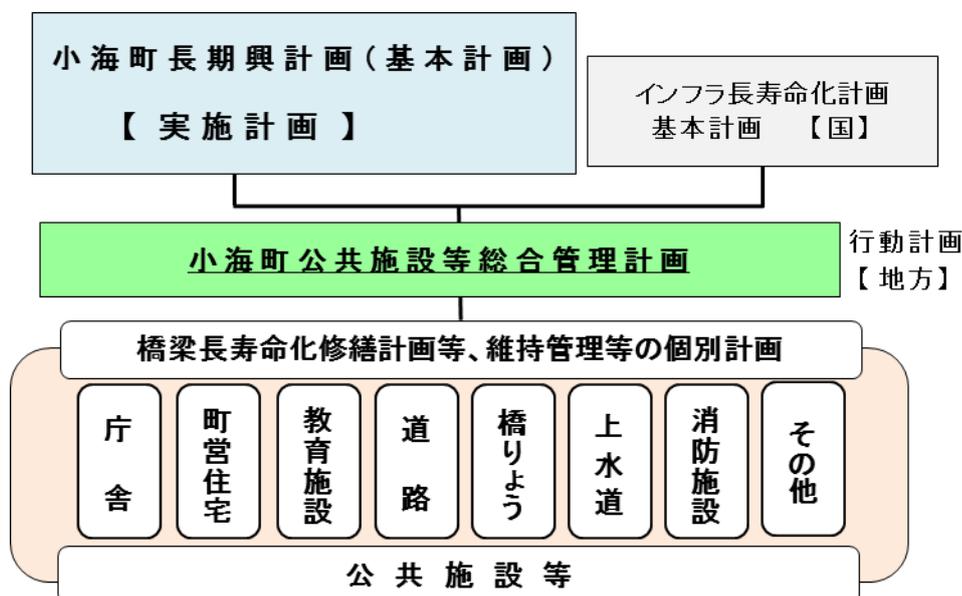


2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

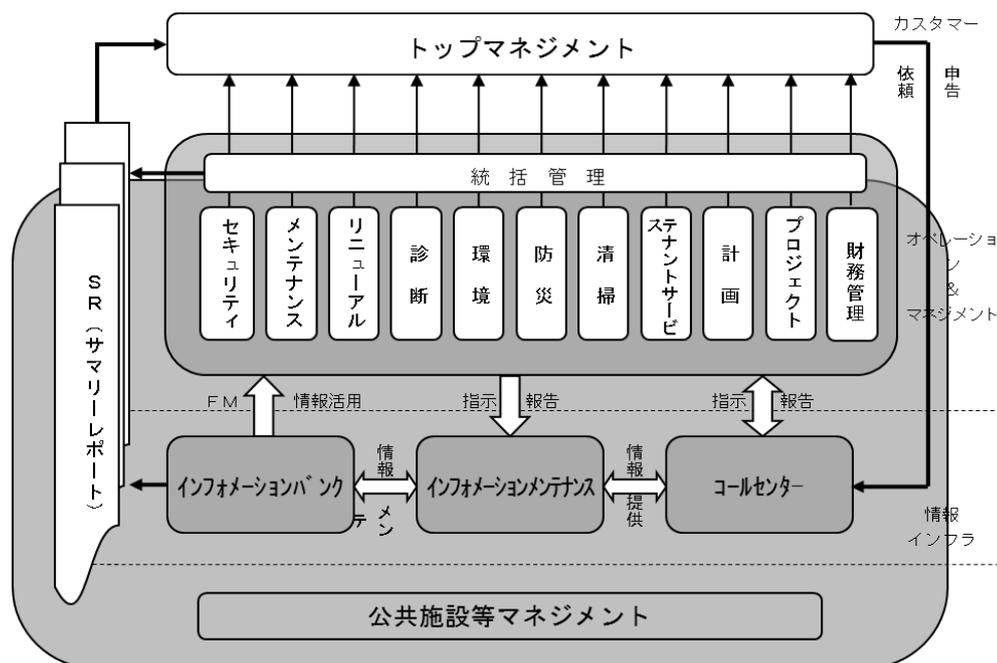
本計画は、「小海町長期振興計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

また、小海町行政改革推進本部会議（本部長：町長）にプロジェクトチームを置くことなども検討し、総合的・戦略的に取り組みます。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 情報の管理と活用の仕組み（イメージ）



（出展：FM評価手法・JFMES13マニュアル(試行版)より引用）

3 現状や課題に関する基本認識

本町の人口は、第1章で示したように2010年(平成22年)の5,180人から2040年(平成52年)には、3,009人にまで減少すると予測されています。町全体の人口が減少している中で、従来から施設の統廃合等を進めてきた経緯はありますが、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。(数量の適正性)

公共施設等の多くが昭和51年から平成7年に建設されており、平成27年から平成42年にかけて建設から40年経過するため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後数10年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。(品質の適正性)

生産年齢人口の減少と高齢化により、町税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことも予想されることから、公共施設の安全性・利便性・快適性等のサービス水準を確保しながら、施設の長寿命化、更新費用の平準化・逡減、さらには、施設の利用状況や、人口規模を考慮した統廃合等に取り組むことにより、次世代の財政負担を軽減する必要があります。(コスト(財務)の適正性)

以上のことから、人口の増減や人口構成の変化に応じて、公共施設の総量の適正化(削減)を検討することが必要であるとともに、財源に見合う公共施設の維持・更新を実施し、また公共サービスのあり方についても、公共施設総量の適正化に対応したサービスの提供が必要となります。

4 公共施設管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

将来的に人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、1人当たり延床面積は増加することになり、1人当たりが負担する施設の維持更新費は増加することになります。

1人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量(延床面積)を減らす必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を、平成42年の将来人口推計値などを参考に設定することとします

本町の平成26年度末までの人口は4,913人であり、公共建築物の人口1人当たりの延床面積は11.3㎡となっています。しかし、平成42年まで今のペースで人口が減少すると、推計人口1人当たりの延床面積は15.3㎡となり、人口1人当たり4㎡の増加となる見込みです。

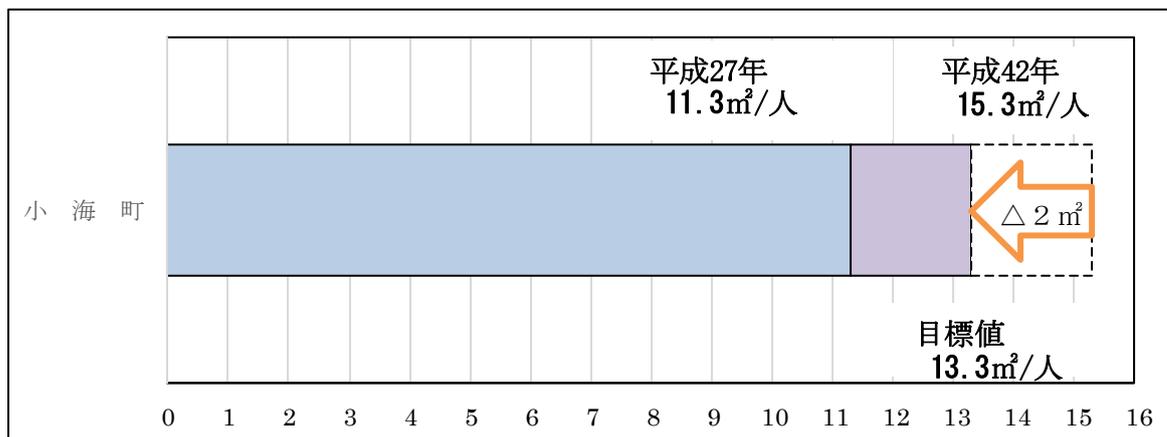
将来的に1人当たりが負担する施設の維持更新費を抑制するため、施設総量（延床面積）を段階的に削減していきます。

具体的には、推計人口1人当たりの延床面積が4㎡増加する見込みであるところ、1人当たり2㎡の増加にとどめ、平成42年における人口1人当たりの延床面積を13.3㎡とすることを目指します。そのため、本町が所有する施設総量（延床面積）を、平成42年までに約13%削減することを目指します。

町民1人当たりの延床面積の増加を4㎡から2㎡へ抑制(増加率50%抑制)

平成42年までに総延床面積を13%削減

◆図表 5-4 町民1人当たりの延床面積



「人口一人当たりの公共施設延床面積」

$$13.3 \text{ m}^2 \text{ (平成42年目標)} / 15.3 \text{ m}^2 \text{ (平成42年推計)} - 1 = \Delta 0.13$$

(\approx 13%削減)

※人口は計画期間最終年度平成42年の将来人口推計を使用

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、水道管を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設を、計画的に点検、修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

5 公共施設の管理に関する基本的な考え方

計画的な公共施設等の管理のために、本町の現状を認識した上で、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後にも必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

(1) 点検・診断等の実施方針

保守・点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有できるようにするための方法や、保守・点検・整備に関する専任部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、施設の利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を行います。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

(4) 耐震化の実施方針

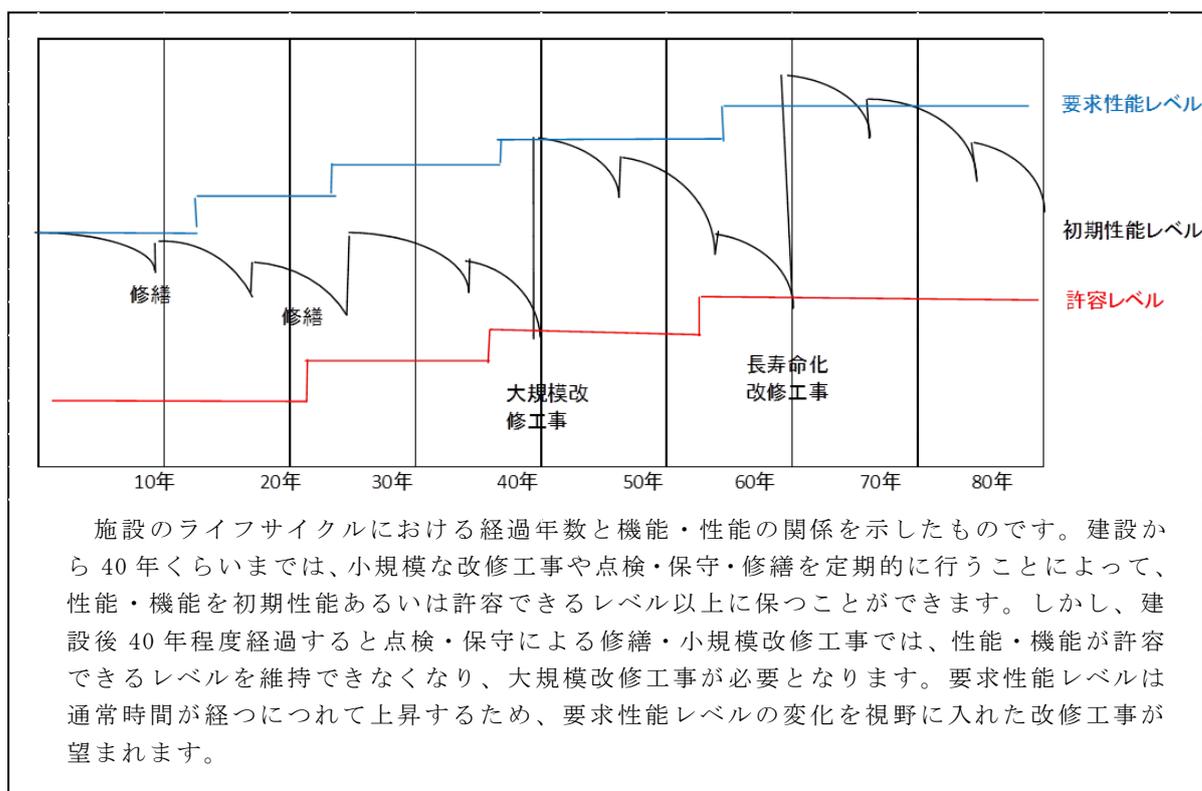
耐震化未実施については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、耐震化率向上を目指し、重点的に対応することとし、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した、計画的かつ重点的な耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「小海町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、継維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) 統合や廃止の推進方針

町内には、老朽化した公民館・集会施設や手狭な福祉施設等、課題を抱える公共施設があります。将来の公共施設のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、町の将来を見据えた公共施設の有効利用を図るための、利用再編計画を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「小海町長期振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどし、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

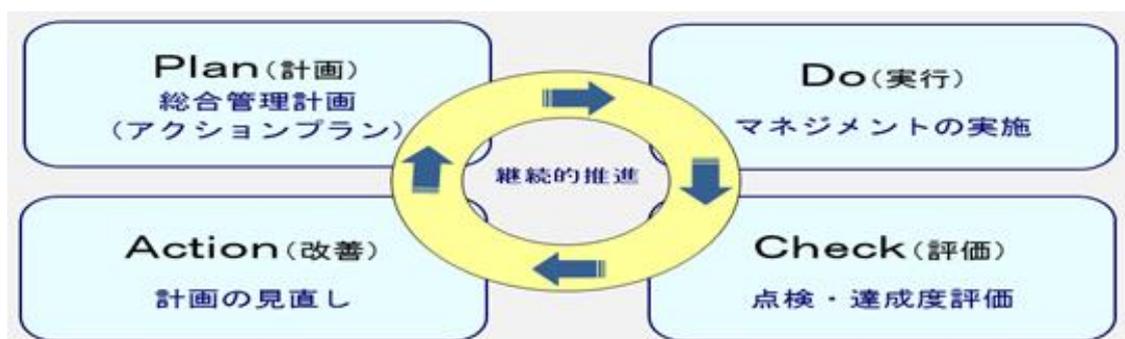
計画の実施はまちづくりのあり方に関わることから、町民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 フォローアップの実施方針

本計画は、「小海町長期振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により町民への公表を行います。

◆図表 5-6 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定め、取組を進めます。

◆図表 6-1 施設の保有状況（再掲）

大分類	中分類	延床面積	主な施設
市民文化系施設	集会施設	7,630.27	公民館、町民センター等
	文化施設	3,005.48	総合センター、音楽堂等
社会教育系施設	博物館等	1,583.22	美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,061.66	運動施設、管理棟等
	レクリエーション施設・観光施設	1,010.23	コテージ、キャンプ場トイレ、管理棟等
	保養施設	1,561.40	温泉施設
産業系施設	産業系施設	590.75	林業センター等
学校教育系施設	学校	6,092.70	校舎、屋内運動場、物置等
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1,845.96	保育園
	幼児・児童施設	588.23	児童館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	2,699.87	地域活動支援センター等
行政系施設	庁舎等	4,351.24	本庁舎
	消防施設	904.79	消防団詰所、倉庫
公営住宅	公営住宅	8,876.45	住宅棟
公園	公園	35.50	東屋、トイレ等
供給処理施設	供給処理施設	774.02	ストックヤード等
その他	その他	11,167.45	旧校舎、公衆便所等
合計		55,779.22	

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 市民文化系施設

本町では、各地域に公民館、集会施設や総合センター、音楽堂等を保有しています。

それぞれの施設が地域の交流・親睦や、町民の生活、文化及び教養の向上と福祉の増進を図る深めるための役割を果たしています。市民文化系施設については、今後も町民の交流、文化教養の向上のためには必要な施設であります。本町の財政状況等を踏まえ、サービスの充実のための整備を進めていきます。

◆図表 6-1 公共建築物（市民文化系施設）の保有状況

市民文化系施設					
区分	集会施設	施設数	31 施設	延床面積	7, 630. 27 m ²
対象施設	小海町公民館、芦谷公民館、芦平集会施設、稲子農事集会所、笠原多目的集会施設、宮下集会場、溝ノ原集会施設、宿渡公民館、小海原公民館、親川多目的集会施設、杉尾集会施設、川平公民館、卒道公民館、大州集会施設、大畑公民館、土村集会施設、東馬流公民館、二タ小池集会施設、馬流多目的研修集会施設、八那池公民館、本間公民館、本間川公民館、本村公民館、箕輪集会場、鎰掛公民館、五箇特産品加工施設、国際交流センター（松原集会施設）、中村公民館（中村生活改善センター）等				
区分	文化施設	施設数	6 施設	延床面積	3, 005. 48 m ²
対象施設	小海町総合センター（総合センター、倉庫(2)、陶芸小屋）、音楽堂「ヤルヴィホール」、親沢の人形三番叟の舞台				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

施設によっては、耐震化工事が実施されていない施設もあります。これらの施設について耐震化の必要性を検討し、耐震補強が可能な場合は、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

小海町総合センターや公民館、集会施設は、昭和 40 年から昭和 60 年代に建設されたものが多いため、今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【統合や廃止の推進方針】

小海町公民館は、老朽化が激しく維持修繕費が年々多額に掛かるようになってきたことと、耐震強度が不足していることから解体し、旧北牧小学校への機能を移転します。

小海町総合センターは、今後も必要な施設と考えますが、施設が老朽化していることから、今後の維持管理費、改修費等を勘案し、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本町には、小海町高原美術館を保有しています。

安藤忠雄氏設計による美術館であり、今後も地域の文化活動の拠点として必要な施設であることから、経営改善に資するため、観光関連機関・団体を通じた情報発信、広報活動の充実強化や旅行業者等への営業活動のほか、収入の増加に向けて周辺施設等との連携強化を行います。

◆図表 6-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区分	博物館	施設数	1施設	延床面積	1,583.22㎡
対象施設	小海町高原美術館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。なお、耐震化の必要な施設はありません。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 施設の効果的な運営を図るため、冬期間の閉館も実施していますが、将来的に、利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設

本町では、スポーツ施設としてスケート場及び屋内ゲートボール場を保有しています。レクリエーション施設・保養施設・産業系施設としては、千代里牧場の管理棟、松原高原キャンプ場及び周辺施設、八峰の湯、からまつ林業センター等を保有しています。なお、からまつ林業センターは、指定管理者が管理します。

保有する施設については、建設されてから15年以上が経過しているため、今後20年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。このため、老朽化等により大規模修繕等が必要になった場合は、施設の利用状況や代替機能の可能性など勘案して、総量抑制方策を検討するほか、町有財産として保有する必然性が低い施設は、払下げや譲渡を検討します。

◆図表 6-4 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	7施設	延床面積	3,061.66㎡
対象施設	屋内ゲートボール場(小海町総合センター)、親沢区屋内ゲートボール場、松原湖高原スケートセンター(管理棟、トレーニング棟等)				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	9施設	延床面積	1,010.23㎡
対象施設	千代里牧場管理棟、松原高原コテージ、松原高原キャンプ場(センター棟、トイレ等)、多目的広場東屋(小海町役場)、松原高原バーベキューハウス等				
区分	保養施設	施設数	1施設	延床面積	1,561.40㎡
対象施設	北八ヶ岳松原湖温泉 八峰の湯				
産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	1施設	延床面積	590.75㎡
対象施設	からまつ林業センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。 温泉施設については、設備の腐食が進みやすいことから、早い段階で老朽化に対する点検・診断を行っていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建て替等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 温泉施設については、施設の衛生面等にも留意し、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(4) 学校教育系施設、子育て支援施設

本町には、小学校、保育園が各1施設、児童館を2施設保有しています。少子化の影響を考慮し小学校、保育園は1つに統合されました、今後も学校教育環境を維持するため、児童・生徒数が減少する中、最適な教育環境について検討する必要があります

小学校、保育園については、建設されてから20年以上が経過しているため、今後10年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設、子育て支援施設					
区分	学校	施設数	6施設	延床面積	6,092.70㎡
対象施設	小海小学校(校舎、体育館、給食・食堂棟等)				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	2施設	延床面積	1,845.96㎡
対象施設	小海保育園2棟				
区分	幼児・児童施設	施設数	2施設	延床面積	588.23㎡
対象施設	小海なかよし児童館、北牧ふれあい児童館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。</p> <p>施設の老朽化が進むことから、適時修繕を行い、今後も継続的に活用していく方向で検討しています。</p> <p>児童、園児の安全安心な環境の確保と、災害時における地域の核施設としての機能確保を行うため、施設の耐震化を優先的に進めます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>小学校、保育園施設は、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を行います。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>北牧ふれあい児童館については、児童館機能を旧北牧小学校に移し、地域活動支援センターひまわりを移転し、乳幼児の子育て支援や小中高校生の放課後の居場所の確保を図ります。小海小学校については、近隣町村と連携して、将来の施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(5) 保健・福祉施設

本町が所有する高齢福祉施設は5施設あります。やすらぎ園については、建設されてから20年以上が経過しているため、今後10年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

デイサービスセンターについては、民間で同種のサービスが提供されていることから、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、施設の民営化や指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理運営方法について検討を進めます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	5施設	延床面積	2,699.87㎡
対象施設	やすらぎ園(高齢者福祉施設、老人福祉住宅)、地域包括支援センター、憩いの広場「よってけや」、宅老所なごみ、				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>施設内で行う事業の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>デイサービスセンターのあり方は、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、民営化を推進するなど、今後の管理運営方法を検討しています。</p>					

(6) 行政系施設

庁舎は、平成 14 年に 100 年建築というコンセプトのもと、行政の拠点として、町のシンボルとして、長寿命・高断熱・省エネ・IT の基本方針により建設されました。今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

消防団の詰所は、建築経過年数を考慮して計画的な維持管理に努めます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎	施設数	2 施設	延床面積	4,351.24 m ²
対象施設	小海町役場(庁舎、倉庫等)				
区分	消防施設	施設数	11 施設	延床面積	904.79 m ²
対象施設	第 1 分団詰所、第 1 分団東馬流班詰所、第 2 分団詰所、第 2 分団釜掛班詰所、第 3 分団稲子班詰所、第 4 分団詰所、第 5 分団詰所、第 6 分団詰所、第 6 分団三区班詰所、八那池水防倉庫				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>消防団詰所は、建築経過年数を考慮し、建替や維持管理をしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を行います。</p> <p>消防施設については、必要な機能を損なわないよう、老朽化等により修繕が必要となった場合は、速やかに修繕対応を行います。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>今後、消防団組織の再編も考えられることから、将来に向けて、各消防詰所のあり方について検討します。</p>					

(7) 公営住宅

本町が管理する公営住宅等で、建築後30年以上になる公営住宅が全体の約40%にのぼり、老朽化が進行しています。今後、既存ストックを有効に活用することを前提として、計画的に住宅改修・建替えを実施することにより、安全で安心な町営住宅の供給を推進します。

◆図表 6-8 公共建築物（公営住宅）の保有状況

公営住宅					
区分	公営住宅	施設数	18施設	延床面積	8,876.45㎡
対象施設	清水町団地、馬流元町(川原田)団地、小海団地、馬流団地、芳の窪団地、芦谷団地、大畑団地、仮称：栄町団地、本間特賃住宅、ヒルサイドコーポ、旧県営住宅(二タ小池)、旧公社住宅(馬流元町3)、旧公社住宅(馬流元町5)、馬流医師住宅(旧北牧小横)				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かしていきます。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し解体を行います。</p> <p>なお、建築後40年を経過している大畑団地については、取り壊し解体を行い、建築後30年を経過している馬流団地については、平成30年をめどに解体します。</p>					

(8) その他（公園・供給処理施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

その他（公園・供給処理施設含む）					
区分	公園	施設数	3 施設	延床面積	35.50 m ²
対象施設	水辺公園（東屋、公衆便所）、交流公園（東屋）				
区分	供給処理施設	施設数	6 施設	延床面積	774.02 m ²
対象施設	草刈久保ゴミストックヤード、農業集落排水処理場（八那池、松原）、温泉沈殿槽、温泉配湯槽施設、温泉減圧槽				
区分	その他施設	施設数	25 施設	延床面積	11,167.45 m ²
対象施設	旧北牧小学校、旧北牧小学校プール棟他、小海中学校旧管理棟、芳の窪工場団地、旧たかね保育園、旧松原保育園、小海駅ふれあいロビー・センターホール、小海町農産物加工直売所、旧五箇冬期分室、親沢診療所跡（望岳荘）、教員住宅（千曲川荘）、旧医師住宅（川原田）、旧清水電機、公衆便所（林業センター）、公衆便所（湖畔たぬき家前）、公衆便所（松原町町営駐車場）、公衆便所（松原湖畔）、公衆便所（稲子湯）				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握していきます。</p> <p>小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理することとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>公衆トイレは、清潔保持とともに、利用者の安全確保に配慮した維持管理、修繕等を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。</p> <p>また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>旧北牧小学校の施設については、「旧北牧小学校校舎活用計画」に基づき、老朽化した小海町公民館等社会教育施設の移転、図書館等を備えた新しいコミュニティースペースとして、既存建物の有効活用を図ります。</p> <p>老朽化と耐震強度が不足している、旧北牧小学校南校舎及びプール、旧中学校管理棟は、解体し取り壊します。</p> <p>その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。</p>					

(9) インフラ施設

ア) 道路

本町における町道の総延長は約302,680km、舗装率は56%です。

道路は、町民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものです。道路施設の老朽化が進むなか、町民の安全で安心な生活を支えるためには、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行っていきます。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ) 橋りょう

町の特徴としては災害等の影響で20～30歳の橋りょうが57橋(73%)と特出しており、30年後にはこの橋梁が50歳を越すこととなります。その比率は92%となり、管理する橋りょうのほとんどがこの中に入ります。

橋梁については、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「小海町橋梁長寿命化修繕計画」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「小海町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ) 上水道

上水道は、町民の生活に欠かすことのできない施設であり、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行ってきました。本町の上水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。